

# 平成23年第2回大台町議会定例会会議録（第1号）

## 1. 招集の年月日

平成23年6月13日（月）

## 2. 招集の場所

大台町議会議場

## 3. 開 会

6月13日（月）

## 4. 応招議員

1番	堀江洋子君	2番	廣田幸照君
3番	山本勝征君	4番	小林保男君
5番	大西慶治君	6番	直江修市君
7番	元坂正人君	9番	村田侑康君
10番	小野恵司君	11番	前田正勝君
12番	中西康雄君	13番	上岡國彦君
14番	伊藤勇三郎君		

## 5. 不応招議員

なし

## 6. 出席議員数

13名

## 7. 欠席議員

なし

## 8. 地方自治法第 121条の規定により説明の為出席した者の職氏名

町長	尾上武義君	副町長	余谷道義君
教育長	村田文廣君	総務課長	上瀬勉史君
会計管理者	高西立八君	企画課長	東久生君
町民福祉課長	磯田諄二君	健康ほけん課長	大滝安浩君
税務課長	立井靖樹君	教育課長	野呂茂生君
生活環境課長	鈴木好喜君	産業課長	野呂泰道君
建設課長	高松淳夫君	報徳病院事務長	尾上薫君
総合支所長	谷口俊彦君	大杉谷出張所長	寺添幸男君

## 9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	西山幸也君	同書記	北村安子君
--------	-------	-----	-------

## 10. 町長提出議案

承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて

(大台町国民健康保険条例の一部を改正する条例)

承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて

(大台町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて

(平成22年度大台町一般会計補正予算(第16号))

承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて

(平成22年度大台町簡易水道事業特別会計補正予算(第6号))

承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて

(平成23年度大台町一般会計補正予算(第1号))

報告第 1号 道の駅奥伊勢おおだい株式会社の経営状況について

報告第 2号 平成22年度大台町一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第 3号 平成22年度大台町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計

## 算書について

- 議案第 4 3 号 大台町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 議案第 4 4 号 大台町総合計画審議会条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 5 号 大台町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 6 号 大台町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 7 号 平成 2 3 年度大台町一般会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 4 8 号 平成 2 3 年度大台町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

### 1 1. 議員提出議案

- 発議第 3 号 国民健康保険に対する国庫負担金引き上げを求める意見書  
(案)

### 1 2. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて  
(大台町国民健康保険条例の一部を改正する条例)
- 日程第 5 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて  
(大台町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 6 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成 2 2 年度大台町一般会計補正予算（第 1 6 号）)
- 日程第 7 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成 2 2 年度大台町簡易水道事業特別会計補正予算（第 6 号）)
- 日程第 8 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成 2 3 年度大台町一般会計補正予算（第 1 号）)

- 日程第 9 報告第 1 号 道の駅奥伊勢おおだい株式会社の経営状況について
- 日程第 10 報告第 2 号 平成 22 年度大台町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 11 報告第 3 号 平成 22 年度大台町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 12 議案第 43 号 大台町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第 13 議案第 44 号 大台町総合計画審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 45 号 大台町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 46 号 大台町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 47 号 平成 23 年度大台町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 17 議案第 48 号 平成 23 年度大台町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 18 発議第 3 号 国民健康保険に対する国庫負担金引き上げを求める意見書（案）
- 日程第 19 一般質問
- 1 番通告 山本 勝征 議員
- 2 番通告 伊藤勇三郎 議員
- 3 番通告 元坂 正人 議員

(午前9時00分開会)

### ◎開会の宣言

○議長（大西慶治君） おはようございます。

定刻となりました。

ただいまから、平成23年第2回大台町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

---

### ◎説明のための出席者

○議長（大西慶治君） 地方自治法第121条の規定により、出席された方々の職、氏名は、尾上町長、余谷副町長、村田教育長、高西会計管理者、上瀬総務課長、立井税務課長、大滝健康ほけん課長、磯田町民福祉課長、東企画課長、野呂教育課長、鈴木生活環境課長、野呂産業課長、高松建設課長、尾上病院事務長、寺添大杉谷出張所長、谷口総合支所長、以上です。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（大西慶治君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります議事日程表のとおりです。日程については、去る6月6日に開催された議会運営委員会で協議された会議の進め方について、事務局長から説明させます。

事務局長。

○議会事務局長（西山幸也君） おはようございます。

それでは、平成23年第2回定例会の進め方について、ご説明申し上げます。

お手元に配付の会期及び審議の日程表をご覧ください。

会期につきましては、本日13日から16日までの4日間とさせていただきます。

次に審議の予定でございますが、本日この後、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告をしていただきます。

次に承認第1号から5号につきましては、提案説明から採決までをお願いいたします。報告第1号から3号につきましては、説明と質疑でございます。議案第43号から48号につきましては、提案説明のみでございます。発議第3号につきましては、趣旨説明から採決までをお願いいたします。最後に一般質問を行っていただきますが、今定例会には8名の方から一般質問の通告をいただいておりますので、本日は3名の方から一般質問を行っていただき、散会の予定です。

6月14日は、本会議を再開し、5名の方から一般質問を行っていただきます。

6月15日は、議案等調査のため休会とさせていただきます。

6月16日は、本会議を再開し、初めに議会運営委員会、総務教育民生及び産業建設の各常任委員会の閉会中の継続調査の議決をいただきます。

続きまして、議案第43号から48号につきましては、質疑から採決までをお願いいたします。また追加議案が提出された場合は、その提案説明から採決までお願いいたします。

以上で、閉会の予定であります。それぞれの日程において、議会の進行中、会議が午後5時を過ぎると認められる場合は、事前に時間延長手続きを取りながら進めてまいりたいと思います。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（大西慶治君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって

6番 直江修市 議員

7番 元坂正人 議員

を指名します。

---

### ◎会期の決定

○議長（大西慶治君） 日程第2「会期の決定の件」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月16日までの4日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月16日までの4日間に決定しました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（大西慶治君） 日程第3「諸般の報告」を行います。

4月4日、多気郡町村議会議長会が多気町役場で開催され、私が出席しました。

5月9日、三重県町村議会議長会の正副会長会及び理事会が津市で開催され、私が出席しました。

5月16日、松阪飯多農業共済事務組合議会が多気町で開催され、前田産業建設常任委員長と元坂議員が出席しました。

5月30日、南三重活性化協議会通常総会が松阪市で開催され、私が出席しました。また監査委員より2月分から4月分の例月出納検査結果報告が提出されております。お手元にその写しを配付しましたので、ご覧ください。

これで諸般の報告を終わります。

---

◎承認第1号の上程～採決

○議長（大西慶治君） 日程第4 承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（大滝安浩君） それでは、承認第1号「大台町国民健康保険条例の一部を改正する条例」の専決処分につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

定例会資料3をご覧ください。

健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布が行われ、出産育児一時金の額の改正が本年4月1日から施行されることになりました。

これに伴いまして、大台町国民健康保険条例の一部改正が同日付けで必要となり、専決処分とさせていただいたものであります。

今回の主な改正につきましては、平成21年10月から平成23年3月までの間の出産にかかる出産育児一時金を経過措置として、附則により39万円としておりましたが、今回の改正により条例の本則で39万円に改めるものでございます

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大西慶治君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。承認第1号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

### ◎承認第2号の上程～採決

○議長（大西慶治君） 日程第5 承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（立井靖樹君） 承認第2号「大台町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の専決処分につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が、本年3月30日に公布され、4月1日に施行されました。

これに伴い、大台町国民健康保険税条例の一部改正が同日付けで必要となり、専決処分とさせていただいたものであります。

今回の主な改正につきましては、国民健康保険税の基礎課税額の限度額を50万円から51万円に、後期高齢者支援金等課税額の限度額を13万円から14万円に、介護給付金課税額の限度額を10万円から12万円に引き上げるものでございます。

また、国民健康保険税の減額につきましても、国民健康保険税の基礎課税額の限度額を50万円から51万円に、後期高齢者支援金等課税額の限度額を1

3万円から14万円に、介護給付金課税額の限度額を10万円から12万円にするものです。

以上、専決処分の報告とさせていただきますので、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大西慶治君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「あります」と呼ぶ者あり）

○議長（大西慶治君） まず、原案に反対の発言を許します。

直江議員。

○6番（直江修市君） ただいま、議案の説明がございましたように、国民健康保険税の減額措置も講じられておりますけれども、国保税の最高限度額の引き上げ、後期高齢者の課税額の限度額の引き上げ、介護納付金の引き上げということで、天井を高くしておくということで、当然これ以外の世帯の方の保険税の引き上げというのが想定されての措置、これも毎年毎年行われてきております。そういうことで、大変長引く不況の中で、それぞれの被保険者の滞納が増えておるといようなことは、ご案内のとおりでありまして、こういう形でもって税を引き上げていっても、根本的には私は国保財政の危機打開にはつながっていかないと。むしろそれぞれの被保険者の暮らしむきを困難にしていくばかりであるというふうに思います。

よって、この専決処分につきましては、反対といたします。

○議長（大西慶治君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

ありませんか。ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(大西慶治君) これで討論を終わります。

これから承認第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。承認第2号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

( 多 数 起 立 )

○議長(大西慶治君) 起立多数です。

したがって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

### ◎承認第3号の上程～採決

○議長(大西慶治君) 日程第6 承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(上瀬勉史君) おはようございます。

承認第3号「平成22年度大台町一般会計補正予算(第16号)」の専決処分につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の専決処分につきましては、歳入の額の確定によるものが主で、歳入歳出それぞれ3億2346万6000円を追加し、総額71億4661万3000円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。6ページから8ページにかけてでございます。第2款から第10款につきまして、交付額の確定による増減でございます。特に8ページ、第9款・地方交付税につきましては、特別交付税を3億83万7000円増額いたしました。これは合併移行分、がんばる地方応援プログラム分などがなくなったことから、大きく減少すると見込んでおりましたけれども、国の緊急総合経済対策に伴います第1号補正により、いわゆる

特殊財政事情分が大きく伸びたところによるものでございます。これにより特別交付税は4億83万7000円となり、普通交付税と合わせた地方交付税総額では36億2168万5000円となりました。

また、グリーンプラザ使用料10万5000円、9ページの里帰り保育で私立保育園にかかる国・県の負担金、それぞれ5000円、2000円、さらに保育士の研修に関する補助金12万5000円、MSPなどの株式配当金80万3000円を追加しております。本来3月補正予算の中で計上しておくべきだったものでございまして、今後は適切な時期に計上できるように十分注意してまいりたいと存じます。

15款・財産収入では、国道422号拡幅工事に伴う立木売払収入の額の確定により、基金積立との関係から1万5000円を増額いたしました。不動産売払収入33万4000円の減額は、これも国道422号の拡幅工事の関係でございすけれども、登記事務が完了しないところによるところでございます。またJ-VERによる売払いの増により460万1000円を追加いたしました。

16款では、昴学園生徒会等からの一般寄付金14万9000円を増額いたしました。

11ページをお願いいたします。諸収入では、大杉谷自然学校運営補助金清算返還金123万7000円と、児童福祉負担金、過年度の保育料でございすけれども、1万1000円を追加しております。

次に歳出につきまして、各款別にその主なものをご説明申し上げます。

12ページをお願いします。第2款・総務費につきましては、郵送料の不足による71万5000円の増額と、特別交付税の増に伴う財政調整基金積立金2億4823万1000円、福祉基金7000万円など、総額3億2284万8000円を増額いたしました。なお、財政調整基金残高につきましては、平成22年度末で19億3402万3000円となる見込みでございす。

13ページをお願いしたいと思います。

4款・衛生費の臨時栄養士賃金につきましては、大変申しわけありませんが、3月補正ですべきところを見落としとしていたところによるものでございます。大変申しわけなく思っておりますのでございます。

5款・農林水産業費では農地情報システムデータ更新業務委託料94万1000円を減額させていただきました。これは農地情報システムバージョンアップ業務委託料の中で、更新業務ができましたことから減額することといたしました。

以上、専決処分につきまして、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大西慶治君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

直江議員。

○6番（直江修市君） 10ページ、財産収入でカーボンオフセットクレジット売払収入について、ただいま説明がございました。この売り払いにつきましての契約年月日を伺いたいと思います。

11ページ、雑入で大杉谷自然学校運営補助金清算返還金123万4000円の計上であります。この返還金につきましては、説明にありますように、運営補助金ということです。補助金につきましては、地方自治法の232条の2で公益上必要がある場合、補助金または補助ができるという規定に基づくものだというふうに思いますけども、その点での説明を受けたいと思います。

それと、当然返還金ということですので、町に戻されるということなんですが、納付されるということなんですが、これは町の交付規則の例規集の748の5条であるんですけども、補助金等の交付の条件ということで、5条の5に補助事業等の完了により、当該補助事業等に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部または一部に相当する金額を、町に納付すべきことというふうにあるんですけども、この規定に基づいて返還がされるということなのか、

その点につきまして伺いたいと思います。

で、自然学校につきましても、平成21年度分という説明でございましたが、当然4月1日から3月31日まで会計年度で、精算うんぬんとか、出納閉鎖が5月末ということになってきますと、3月31日の専決処分というのはですね、いかななものかなというふうに思います。先ほど他の項目で総務課長は、本来3月議会に最終補正と言われてますけども、そこで計上すべきものもあったというような説明もされてましたけども、この返還金についてもそういう会計処理が必要ではなかったのかというふうに思いますので、その点につきまして説明を求めます。

13ページ、今も説明ございましたように、臨時栄養士賃金ですね、これは当然平成22年度の方なんですけれども、何月何日に採用といいますかね、仕事されたんか。これも本来、3月31日の専決処分ということになりますと、栄養士賃金につきましては、予算のないのにですね、雇用しておったということなんです。事前に予算計上して、手当をしとくというのが、会計上の手法なんで、専決ですでに雇用しおわった分を補正で上げる、しかも専決です、しかも3月31日付けで処分するというようなことについて、疑義がございますので、今申しました何月何日にですね、就労しておったのかについて質問します。

火葬場管理人につきましても、同じくですね、これも支出負担行為がなされておったわけで、予算のないままの雇用というのはおかしいわけで、これも何月何日にですね、就労された分なんか伺います。

それから同じように、14ページ、これも公民館日直代行賃金につきましても、前述しましたような同じケースです、負担行為、予算のないままの支出負担行為ということになりますので、これも何月何日に就労しておった分なのかにつきまして、お聞きをいたします。

○議長（大西慶治君） 産業課長。

○産業課長（野呂泰道君） 10ページのカーボンオフセットクレジット販売

につきまして、契約日についてでございます。まず今年度につきましては、9機関と契約をいたしました。まず全日本大学駅伝のときに対しまして、契約が平成22年10月20日でございます。環境省との契約、これはCOPP10の関係でございます。平成22年11月15日に契約をしております。

次に、キャノンM株式会社等の契約でございます。平成22年12月22日に契約をしております。三交不動産との契約でございます。平成22年11月19日に契約をしております。

次に、環境省、同じくCOPP10の関係でございます。平成23年1月7日に契約をしております。

次に、百五銀行レッドフロンティアーズとの契約が、平成23年1月24日に契約をしております。

次に、国立情報科学研究所、凸版印刷、日本ユニシス等の契約によって、平成23年1月31日に契約をしております。

次に、日本興和との契約でございます。これにつきましては、環境にやさしい保健商品ということで、カーボンオフセットを購入していただきました。この契約が平成23年2月3日に契約をしております。

次に、カーボンオフセットフォーラムにつきまして、これもCOPP10の関係でございます。平成23年3月25日に契約しております。9機関との契約でございます。以上でございます。

**○議長（大西慶治君）** 教育課長。

**○教育課長（野呂茂生君）** 11ページの大杉谷自然学校運営補助金の清算金の件でございます。本来この清算返還金といいますのは、平成21年度の補助金に対するものでございまして、大杉谷自然学校の平成22年5月の総会でですね、収支の決算額が確定した時点で、6月あるいは9月の議会ですら、補正計上すべきところでございますが、今回その手続きが遅れてしまいましてこのような専決をお願いするものとなってしまいました。今後このようなことがないように、十分注意し会計処理を行いますので、よろしくご審議の上、ご承

認賜りますようお願いしたいと思えます。

○議長（大西慶治君） 健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（大滝安浩君） 13ページの4款・衛生費、臨時栄養士賃金のところがございます。この件につきましては、栄養士4月1日から1年間、ずっと毎年、日当による支出の支払いの仕方、臨時として雇っております。

そして3月いっぱいまでの賃金計算をする際に、ちょっと計算の方法を勘違いをしまして、国保のほうでも保健指導に携わる部分がありまして、その部分も忘れていたというふうなところで、大変申しわけなく思っております。その精算が4月に行われたということで、3月議会には間に合いませんでしたので、専決処分ということになりました。

今後こういうことのないように、十分気をつけますので、よろしく願います。

○議長（大西慶治君） 総合支所長。

○総合支所長（谷口俊彦君） 大変申しわけないんですけど、火葬場管理人につきましては、ちょっと確認をさせていただきますので、議長、休憩をちょっといただきたいと思えます。

○議長（大西慶治君） 暫時ですか、休憩ですか、時間的には。

○総合支所長（谷口俊彦君） 10分ぐらい。

○議長（大西慶治君） 10分ぐらい。

---

○議長（大西慶治君） しばらく休憩いたします。

再開は9時40分とします。

（午前9時28分休憩）

（午前9時40分再開）

○議長（大西慶治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（大西慶治君） 総合支所長。

○総合支所長（谷口俊彦君） 大変休憩前に失礼いたしました。

火葬場の管理人の件でございます。3月21日からずっと後半にわたって、7件の火葬がございましたことによります増額分でございます。以上です。

○議長（大西慶治君） 教育課長。

○教育課長（野呂茂生君） 失礼します。

14ページの公民館日直代行賃金でございますが、こちらのほう、荻原公民館の土曜日、日曜日の公民館日直代行をお願いしている方への賃金でございます。公民館職員が平日に冠婚葬祭等の急用で休まれた時に、代行さんをお願いしておりまして、その分が見込みといたしますか、例年よりも多かったと言いますか、その分が6日ほど不足いたしました。この平日代行が多いとわかった時点で補正すべきところだったんですけども、今回の専決処分をお願いすることになったことに、誠に申しわけございません。今後、このようなことがないように、代行さんの日数が足らなくなるのが判明した時点で、十分注意し、予算執行を行いますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

もう一点、先ほどの大杉谷自然学校運営補助金の件でございますが、232条の2で、地方公共団体はその公共性が必要ある場合においては、寄付または補助することができるということに対するお答えですが、この自然学校、創立当時から大台町の委託を受けた仕事といたしますか、自然体験、そういったプログラムをたくさんやっております。また他の公共団体及び会社などからの自然体験プログラムをたくさん引き受けておりまして、十分に公共性の高い、あるいは公益性の高い団体と考えており、毎年こちらのほうに補助をしておるものでございます。

また、この返還金につきましては、大台町の補助金条例交付規則の第8条にございますように、特別な事情が生じた時には、補助金の交付の決定、全部もしくは一部取り消しということで、特別な必要が生じた時、返還金の清算を行

われた時には、こちらのほうに、町のほうに返還金としていただくということになっております。

本来5月の総会におきまして、先ほども申しましたが、額が確定した時点ですべきところ、補助金の交付規則の17条にもございますが、それがわかる、判明した時点で、返還をしていただくのが筋でございますが、何分にも公共性の高い仕事を受けておりまして、大台町の場合は速やかに交付金っていいですか、補助金を支出して運営に支障がないように、速やかに向こうのほうの活動ができるようにということではしておりますけれども、ほかの公共団体から受けておる分に関しましては、年度末、3月が終わりました時点では、帳面上は黒字で動いておるんですけれども、実際のところは入ってくるのが4月末とか、5月末とかいうことで、決算した時点では、決算書は黒字でございますが、通帳のほうはちょっとまだ足りないということで、運営資金がございませんので、その返還金がついつい遅くなると思いますか、町のほうへ返していただくのが遅くなって、こちらのほうといたしましても、わかった時点で予算計上、補正計上すべきところなんけれども、入った時点ということで、こちらいつも遅くなっております。今後、判明時点でそれは処理したいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（大西慶治君） ほかにございませんか。

直江議員。

○6番（直江修市君） 10ページのカーボンオフセットについて説明がございます。契約年月日についての答弁がありましたけれども、こういう契約例を見ていきますと、私、前述しましたように、この3月31日の専決処分というのが、非常につじつまが合っていない、もっと事前に専決処分でなしに、予算審査が受けられるのではないかというふうに思います。

件数が9件あって、最終3月25日はどうかなどは思いますけれども、それ以外はですね、2月3日というような、それ以前のものがあるわけなんですから、なぜこっだけ多数の件数の予算計上を、事前にしなかったのか、その点改めて

伺いたいと思います。

あとお聞きしましたように、賃金等々につきましても、予算原則に基づいてやっていくということが大事だと思いますので、その点についてやっぱり全体的に法令遵守で臨むという姿勢について、改めて聞きたい。ちょいちょいこういう形の専決なり、予算措置が多いように思いますので、見解を伺いたい。

○議長（大西慶治君） 産業課長。

○産業課長（野呂泰道君） このカーボンオフセットにつきましては、契約に対して額が確定というところでございます。議員ご指摘のように、今回の場合9件ということで、12月までの補正につきましては、約4件分相当を予算計上をさせていただきました。あと残り5件につきましては、先ほど言われたように9件目のほうにつきましては、これは非常にその補正には間に合わないということで、あと残り4件につきましては、当然3月補正で対応できるところでございます。

今後こういった歳入におきましても、十分注意しながら予算計上をしていくようにしてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（大西慶治君） 総務課長。

○総務課長（上瀬勉史君） 直江議員さんのご質問でございますけれども、予算の原則、誠にそのとおりでございます。当然この中には3月で補正をするべきものと、しておくべきもの。そしてまた3月に補正をしておいた、3月時点ではされておいたんですけども、いわゆる事情が生じて不足してきたものと、いろいろ理由はございますけれども、いわゆる予算至上の原則がございます。今後は、こういうことのないよう、十分注意してまいりたいと存じますので、よろしく申し上げます。

○議長（大西慶治君） 町長。

○町長（尾上武義君） 大変申しわけないことでございます。恐らくこの半分ぐらいで、事は足りるんやないかなというふうに思っております。今、総務課

長が申しあげましたように、基本は何なんやというところから、しっかりと各所に対応しなければならないということでございます。7月1日に恒例の朝礼があるわけでございますので、この時に窓口やら事務を、まずはほかの職員でほとんど出ますので、厳しくそこも一つ伝えながら、対応してまいりたいというふうに思っているところでございます。大変申しわけないことでございます。

○議長（大西慶治君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

承認第3号は原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、承認第3号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

#### ◎承認第4号の上程～採決

○議長（大西慶治君） 日程第7 承認第4号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長（鈴木好喜君） 承認第4号 平成22年度大台町簡易水道事

業特別会計補正予算（第6号）の専決処分につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。日進川添地区統合簡易水道事業の繰越明許費の額を150万円を増額し、4176万8000円とするものでございます。

また、3ページ、歳出につきましては、2款・簡易水道費の新設改良費の委託料150万円の増額、工事請負費150万円の減額でございます。

専決処分をさせていただいた理由につきましては、用地測量面積の増に伴います測量委託料の増額を、工事請負費の精査により補正を行うものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大西慶治君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

承認第4号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、承認第4号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

◎承認第5号の上程～採決

○議長（大西慶治君） 日程第8 承認第5号「専決処分の承認を求めることについて」を、議題とします。

本案はついで、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（上瀬勉史君） 承認第5号「平成23年度大台町一般会計補正予算（第1号）」の専決処分につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の専決処分につきましては、歳入歳出それぞれ210万4000円を追加し、64億9310万4000円とするものでございます。

まず、歳出からご説明を申し上げます。6ページをお願いいたします。

総務費では、保健師の災害派遣に伴います派遣旅費10万円と燃料費5万円を計上させていただきました。

消防費では、佐原西池の自然水利取水ポンプの故障により、147万4000円を、教育費では宮川中学校の電話主装置故障による電話システム購入費として48万円の計上をいたしました。いずれも緊急を要するものでございます。

その財源といたしましては、承認第5号で減額をさせていただきました不動産売払収入37万1000円と財政調整基金繰入金173万3000円でございます。

以上、専決処分につきまして、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大西慶治君） これから質疑を行います。

質疑はありますか。

直江議員。

○6番（直江修市君） 5ページの不動産売払収入ですけれども、これは説明にありましたように国道422号の改良のために、町有地を県に売却したということで、未登記部分につきましては、先ほどの平成22年度の補正の16号、

10ページですけども、一たん減額してですね、ここで平成23年度予算で計上ということなんですけども、平成22年度の補正16号での減額と、今議題になっています補正で上がっております額との違いにつきまして、どういうことなのか、説明願いたい。

○議長（大西慶治君） 建設課長。

○建設課長（高松淳夫君） 不動産売払収入の額の違いということでございます。まずこの不動産の売払収入につきましては、国道422号の拡幅に伴う用地の買収ということで、総額では123万7944円でございます。このうち契約と同時に7割金が支払われるということで、平成22年度は3月10日に86万6000円の収入しております。残り3割につきましては、登記完了後支払われるということで、平成22年度の段階では、登記がいつできるのかということで、そこが予測できなかったということで、一たん専決処分をさせていただいて、今度はその減額したことによって、平成23年度の収入が入るところがないということで、こちらもまた専決処分で歳入のほうをつくらせていただきました。

実際には、4月14日に登記が完了いたしまして、4月26日に37万1944円を収入しております。そういったことから収入については、今回、37万1000円ということで計上させていただきました。

当初の額については、歳入ということで、若干低めに計上しておりましたことから、総額についてはそういったことでございます。

○議長（大西慶治君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

承認第5号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

( 全 員 起 立 )

○議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、承認第5号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

### ◎報告第1号の上程～採決

○議長（大西慶治君） 日程第9 報告第1号「道の駅奥伊勢おおだい株式会社の経営状況について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。

産業課長。

○産業課長（野呂泰道君） 報告第1号 道の駅奥伊勢おおだい株式会社の経営状況につきまして、ご報告申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

営業報告書

1. 営業の概況

(1) 営業の経過及び成果

未だに経営情勢は低迷を続けており、政権交代後の政府の景気回復施策も我々一般にはなかなか届いてこないように感じられます。また地方における道路網の急激な変更や新設など、もっとも注意すべき人の流れが大きく変わりゆく中で、町内を始め近隣の施設とも連携を図り、入込客の増加を進めておりますが、何分景気の低迷には歯止めがきかない状況にあり、経営内容には厳しいものがあります。

さて今期売上高は3億2909万1000円と、前期より1414万600

0円減、4.1%減の実績に止まりました。内容といたしましては、部署別売上額、増減率について、委託販売では2億7086万9000円、-1143万9000円、-4.1%、食堂工房では4352万5000円、-226万2000円、-4.9%、屋台では980万9000円、+124万1000円、+14.5%でございます。

初夏からの悪天候により農産物が不足したことなども、売上減に大きく影響していると思います。今後も地域施設や団体と連携をとり、地場産業の振興と高齢者のいきがい対策のため、町とも協調しながら順次実施してまいりたいと考えます。

## (2) 今後の課題

イ. 仕入資材等の合理化、新メニューの考案、販売スペースの拡大。

ロ. 販売品種の拡大によるお客様へのサービスの提供。

ハ. 地域施設、団体と連携した人の流れをくい止める施策の考案。

2ページをお願いいたします。

(3) 営業成績及び財産状況の推移につきましては、平成22年度のみご報告いたします。営業利益-763万7000円、当期利益1111万9000円、1株当利益4万2767.63円。総資産5225万1000円、次期繰越利益金-625万8000円、助成金2484万9000円。

(4) 受託業者登録状況では、当期売上の合計のみご報告をさせていただきます。登録数248人、売上金額2億6435万9000円、委託料4318万5000円でございます。

(5) 入込客数の推移では、平成22年度のみご報告いたします。レジ通過数26万5389人、食券通過数7万7771人、通過計34万3160人、前年度比増減率-4.2%でございます。

3ページ、4ページの説明につきましては、省略をさせていただきますので、ご参照を願います。

5ページをお願いいたします。貸借対照表では資産の部で、流動資産の計4

604万3711円、固定資産の計620万7332円、資産の部の合計では5225万1043円でございます。

次のページをお願いいたします。

6ページ、負債の部で流動資産の計4550万9922円、負債の部の合計では4550万9922円。純資産の部、株主資本の合計、674万1121円、純資産の部の合計では674万1121円、負債、純資産の部の合計でございます。5225万1043円でございます。

損益計算書では、売上高の合計が3億2909万1987円、売上原価2億4700万7317円で差引8208万4670円の売上総利益となっております。販売費及び一般管理費が8972万1677円で、売上総利益から販売費及び一般管理費を差引しまして、-763万7007円の営業損失となっております。営業外収益が2668万3163円、営業外費用として756万6570円でございます。税引き前の当期純利益1147万9586円から法人税、住民税及び事業税36万円を差引して、当期純利益は1111万9586円でございます。

次に8ページ、一般管理費及び一般管理費の計算内訳及び棚卸資産の計算内訳の説明は省略させていただきます。

9ページの株式資本等変動計算書につきまして、株主資本合計のみご報告をさせていただきます。前期末残高-437万8465円、当期変動額合計1111万9586円、当期末残高674万1121円でございます。

10ページの説明は省略をさせていただき、以上で報告を終わらせていただきます。

**○議長（大西慶治君）** これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

廣田議員。

**○2番（廣田幸照君）** かねてからこの道の駅の経営状態につきましては関心を持って、また皆さん方のご意見も、いろいろ聞きながらやっているところで

ございますが、幾つか質問をいたしたいと思えます。

1 ページにですね、本年度、過年度のですね、当期の委託販売、食堂及び工房、屋台の売上額と増減、その率が書かれておりますが、前年度の営業報告書の中には経営分析をやると。どこでどのような形で、なぜ収入増あるいは減につながってきたかを明らかにしたいということでありましたが、これでは単にその部署別の売上額増減率だけで、分析というものがないわけですので、分析されたかどうかお聞かせいただきたい。

それから、同じ1 ページ、今後の課題ということで、イ、ロ、ハと三つ課題が上がっておりますが、例年このペーパーの上だけでの表記であるというふうに見ておりましたけども、そのメインとなる農産物の生産に関するてこ入れの記述があったわけですが、これがございません。現実に野菜等委託販売業者は減少しております。また納入野菜等の減少も顕著であります。で、過日の町の回覧の中に折り込みがありまして、道の駅から駅長名で納入業者の募集がありました。

本来この道の駅の目的とするところは、そういうふうな地場産業、特に農業に関するてこ入れが大きな目的でありましたので、この記述がないということは、具体策がないのかと、こういうふうに考えますがいかがでしょうか。

それから、2 ページですね。2 ページに営業成績及び財産状況の推移で、助成金が2484万9000円ということであります。そしてまた7 ページにも雑収、補助金収入として同じ額が上がっております。この補助金は結局町からの補助金だと思われませんが、この内訳をお聞かせいただきたい。

それから、3 ページであります。社員の状況で、従業員数で正社員が男子が2名、女子が14名、合わせて16名と、社員がですね、2名減少したというふうに書いてございますが、この数字でいくと女子のほうだろうと思うんですが、正社員2名は駅長ともう1名ということになるわけですね。この辺のですね、勤務の実態をちょっとお聞かせいただきたいというふうに思うんです。■

■ どれぐらいの時間拘束なのか、特に駅

長、この正社員というのは第三セクターの職員ですので、決められた勤務時間はあると思うんです。どれくらい拘束時間があるのかなというところでありませう。

それから、5ページの貸借対照表全般にわたってですけども、この貸借対照表は非常に見づらいんですね。前年度のと比較しましたが、貸方と借方があるんですね、表になっていてという通常の株主総会の形になっておるわけですけど、本年度からこういうふうな形で、比較対照ができなくなってしまったと、前年の数字が入っておるわけですが、これは今のところ必要じゃないんじゃないかと思って、なぜこういうふうな貸借対照表の形になったのか、非常に見づらい、不親切であるというふうに思います。

それから、先ほどの正社員の部分での話の延長にもなりますが、この8ページに販売費及び一般管理費の計算内訳がございまして、役員報酬が544万円になっております。この役員は町長が社長で、同じ代表権を持つのが商工会長、それから取締役が宮川森林組合と、この町長は別として、商工会長と森林組合長は報酬があると思います。もちろん専従であります取締役、駅長である方の給料が大部分だと思われそうですが、この辺の内訳をお知らせ、お聞かせをいただきたいと思います。以上です。

○議長（大西慶治君） 産業課長。

○産業課長（野呂泰道君） まず六点ほど質問をいただいたように思います。まず一点目のことについてでございます。1ページにも上げさせていただいております、それぞれ部署別の配分につきましての結果でございます。昨年度もポスレジを入れて、それぞれの各部署別に対しての経営診断をするためにということで、予算をお認めいただきまして、ポスレジを入れさせていただきました。これが実施が7月ということで、昨年7月に実施をさせていただいて、それぞれその部分的なところ、内容についてどうなのかということ、それぞれ見させていただきました。7月からのことでございますが、地域の特産販売につきまして、それぞれの販売しておるところにつきましては、売上といたしま

しては、1億2900万円ほど売上をしております。それにかかる人件費でございますが、845万3000円、大体1日4名ほどレジ等に張り付いてということで、売上と人件費等が一番かかってくるということで、そういう数字でございます。

食堂につきましては、この売上といたしまして2172万6000円ほど売り上げております。人件費といたしましては1394万8000円と、この部署にかかる日平均の人員といたしましては、7名ほど入っております。

屋台につきましては、550万円売上でございます。人件費といたしましてはその内、338万1000円ほどかかっております。屋台につきましては、日2人ほど入っております。

加工場につきましては、売上といたしましては666万8000円と、人件費といたしましては、549万4000円ほど、日3人ほど入って実施をしております。

それぞれの分析といたっても、この水道光熱費については、全体にかかってくることから、ちょっとこれにつきましては配分はしておりません。あくまでも売上と人件費ということで対応させていただき、これが7月ですので、年間通じてではないということでございますので、今後1年間通じてこういったところの経費的なことを、配分を考えていきたいと考えております。

それと、この対策についてでございますが、やはりこの1年間を通じてどこに経費が、負担かかっているのかということについて、7月ですので、分析はなかなか1年間分析できなかったということで、今後1年間通じてのこういった各部署への経費的なものを、今後どうしていったらいいのかということ。これについては今既に道の駅とも相談をしながら進めさせていただいております。できるだけ経費の節約ができること、当然入込客数につきましては、大変こういう経済状況でございますので、大変少なくなっておるのが実情でございます。まず情報発信をしながら、やはり経費の節減をしていくことについて、どうしたらいいのかということ、やはり考えていかなければならないというところ

でございます。

次に、この1ページに書いてある今後の課題の中で、農産物の関係が外れておるのではないかとということでございます。これはもう当然道の駅につきましては、一番売り物というのは、直接皆さんがつくっていただいたものを、農産物直売施設ということでございます。これは主でやっていくということは、特に外したというあれではないんです、当然これは一番のこの道の駅の要でございますので、そういったことは当然実施いくということで、この営業報告の今後の課題ということについては、そういったとこと販売については、特に戦略的にどうしたらいいのかということ、少し上げさせていただいた。あくまでも農産物についてはこの施設については主力でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、助成金2484万9000円のこの補助の内訳についてでございます。少しお待ちいただきたいと思っております。すいません。経営安定補助金に1737万8465円、レジスター及びPOSシステムの更新補助金といたしまして、450万円。食券自販機に246万7000円、障がい者トイレドア交換ということで、50万4000円の補助をさせていただきました。

次に、社員の状況の実態について、ここに3ページに上がっております、男子社員2名ということでございます。この勤務実態についてということでございます。これ1名は駅長さんでございます。もう1名は食堂を担当しておるのでございます。勤務待遇につきましましては、当然通常9時から食堂の場合は、ちょっと私も何時に出てきてということは、ちょっと詳しいことは申し上げにくいんですけど、準備から最後の終わるまでということの対応と。駅長についてもほとんど職員が帰るまでということで、朝早くから夜遅くまでというふうな勤務体系で実施をさせていただいております。

次に5ページの貸借対照表についてでございます。ちょっと私どもその貸借対照表が見にくいということのご指摘についてでございます。これがこういったものが、これまで第三セクター、大変吉川会計事務所のほうでやっていただ

いておりますということで、一般的にこのような貸借対照表で上げさせていただいております。改善点等がありましたら、私どもも検討しながら皆さんわかりやすくできることについては、ちょっと会計事務所とも今後検討させていただきたいと考えております。

最後になります。8ページの役員報酬についてでございます。ここに記載させていただいておるのが、544万円でございます。これは駅長の分がすべてでございます。以上でございます。

○議長（大西慶治君） ほかにございませんか。

廣田議員。

○2番（廣田幸照君） 1ページ目ですね、経営分析はされたのかということで、7月からの5カ月分ですか、6カ月ですか、報告をいただいたわけですが、この前年度ですね、前年度の営業報告書の中で、経営分析をいたしますというふうに書いてございました。これは2月末に取締役会がされますので、それに出された文書であろうと思われるんですね。

その時に、既に1月、2月経過しておるわけですが、この経営分析は十分年度初めからできるだろうと思うんです。それをやらなかったのは、なぜかと。その7月実施というのは、多分6月30日でもって、7月1日でもってポスシステムが稼働しはじめたというところからおるわけですが、それではやはり十分な分析ではないと。前年度の経営報告書に、経営分析をいたしますと書きながらですね、そういうことが書かれてないというのは、これはやはり約束したことを守っていないということになるんじゃないかと思います。

そしてまたペーパーで読み上げられましたけども、それにつきましても、これはやはり資料として出すべきで、ずっと数字を聞いても全然わかりません。検討も余地もないわけです。ですからペーパーを後からよろしいから、お出しいただきたいと思います。

それから、この業者数の減少、実質的な減少や野菜の出荷の減少につきましては、全然今後の課題に上げられていない、そしてまた対策も上げられてない、

という指摘に対して、それは恒常的に努力をしていくんだというふうな返答じゃなかったかと思うんですけども、実質的な対策がないわけですね。されてないわけですよ。この辺をね、やはりきちっと今後の課題に反映しながらやっていただきたいと思います。

後ですね、補助金は経営安定について、これは借金の返済で1600万円か1700万円でしたね、そういうことではありますが、町からの助成金がないと成り立っていかない。それをもつてもなおかつ700万円、800万円の赤字を出しておる、累積がかなりたまってきたんじゃないかなと思います。1500万円ぐらいなるのかなと思いますけども、そういうことから考えますと、やはりこれは根本的に考えていかないと、町の財政でもって、これを最後賄っていかねばならんという形になって、非常に危機感を持っておるわけです。その辺の危機感をやはり監督の部署である産業課もしっかり持っていただきたいと思います。

それから、役員報酬544万円が、これは駅長への給与がすべてであるということで、商工会長や森林組合長への報酬は含まれてないというふうなご返答をいただいたように思いますが、

結局ですね、現駅長が就任されて、そして前任でありました宮川物産の責任者お一人お願いしたところ、見習期間にとてもじゃないけども、務まらんということで辞められた。今年の12月でしたかな、宮川物産の責任者はどうなっているんだって言うたら、現在頼んで一人働いてもらっているということではありますが、その辺のですね、前任の責任者と現在の責任者との、何と言いますかね、責任のあり方、引き継ぎのあり方がちょっと何か不透明な部分があるようなことを聞いておるんです。で、町長が駅長を任命したわけですから、任命責任も出てくるんじゃないかなと思ながら調べとるんですけども、余り愉快的な事案ではございませんので、

少し慎重に調べながらいくんですけども、その辺ですね、勤務実態、それから給与、そういうものをきちっとしながら、道の駅をもり立てるような方向でやっていたかんと、生産者の方も嫌気がさしてという話もありますのでね、その辺、二、三不確定な部分もありますんですが、幾つか指摘させていただいたことをご返答いただくとありがたい。

○議長（大西慶治君） 産業課長。

○産業課長（野呂泰道君） まずこのポスシステムを導入して、7月からこれまできた中での分析はどうかということのご質問でございます。細かくは私も説明をちょっとしなかったんですけども、やはり特産品の販売につきましても、このポスシステムを導入して、店頭等に残数がメール等で確認できるということで、大変利用者にとってみたら、このシステムがいいというような、結果的にはいいということもいただいております。これも一つの結果報告でございます。

それでまた食堂につきましては、やっぱりいろんなこの売上を見てですね、やっぱり地域に合ったものを、もっと考えていかなければならないということ、職員一同の中で、こういう地域のものを使ったものということを考えていかなければならないということ認識しております。メニューを新たにつくっていくということです。

次に、屋台でございますが、大台バーガー等獣肉を使ったものをつくらせていただきました。そういったものをできるだけ、地域のものを、屋台でもつくっていくということで、ちょっと獣肉ということで、値段的なものも非常に折り合わん部分もあって、売上のほうについては、この結果、それほどというのは多少は上がっておるんですけども、もう少し屋台についても考えていかなければならないと思っております。

加工場につきましては、お弁当の受注を受けたりですね、やりながら地域につながりを持たすような加工施設いうことを、今後もやっていきたいということでございますが、幾分か、この加工施設等と食堂等の問題が、やはり両方と

に職員が張り付いてというようなことが、幾分かちょっと運用していく時に、経費がもったいないやないかというようなことも、少し検討の中で出ております。これを今後どう対応していくのか。あくまでもちょっと事務所をはさんで、階段をはさんで、加工場が入口にあって、奥に食堂の厨房があると、こういったことがやはり経営の中に、一番人にお金がかかってくるということですので、こういったことを少し中の道の駅の内部の中でも、職員の中でも検討してということで、やっぱりPOSシステムを導入して、売上のことを考えて今後どうするのかということにつきましては、やはり考えていくということも、今進めさせていただいておるような状況でございます。

次に、出荷物の減少について、実質的な改革が必要ではないかということでございます。当然、その農産物の販売施設ということが、大きなこの施設の重点でございます。野菜がなかったら、当然この施設については、言うたら一般のスーパーみたいなわけではなしに、地域住民がつくっていただいたものを、安く新鮮なものを出すということが、一番大事なところでございますので、こういったところにつきましては、組織全体、一番の売り物ということでございますので、もう一度こういったところも手を入れながら、高齢者になって、なかなか農業から離れていく人が多いという中でございますから、できるだけ出店を募れるような方向性を検討していきたいと考えております。

町からの助成金、2ページのところで、すいません。昨年度の予算においても、累積赤字を1700万円ほど見ていただいたというようなことで、経営安定補助金として累積赤字ということで、平成16年から平成21年の部分でございまして。このまま行ったら赤字で、町が補助していかなければやっていけないかということでございます。今の経済情勢の中で、高速が無料化ということで、どんどん走ってしまう、42号線自体が本当に車が少なくなった、バスが通らないという、これまでの道の駅の利用者というものが、大幅に変わってきておるということで、こういったところで、やはり道の駅に訪れる方が、できるだけどうしたら多く来ていただけるかというのは、観光協会を含めて情

報発信をしながら、新たなメニュー等もつくりながら進めていかなければならないと。ただ道の駅一つだけでは、なかなか太刀打ちできないということで、大紀町を含めたルート42という組織も一緒になって考え、また大台町の観光協会等も含めて、いかにしてこの大台町に観光客を降ろすかということの観点も考えながら、全体的に見ていかなければならないなと思います。

道の駅単体でなかなか商売できるということは、非常に難しいと思いますので、こういった各施設が連体を持ちながら、点を面に、点に線に変え、線を変え、線を変えるというふうな取り組みを進めながらやっていかなければならないと考えておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

**○議長（大西慶治君）** ほかにございませぬか。

直江議員。

**○6番（直江修市君）** まず3ページに。株式の状況とございまして、株数の変動等はありませんという説明でございませぬ。先ほど担当課長も言われたように、平成22年度の補正の第2号、6月14日に提出ですけれども、この時に道の駅、経営安定補助金ということで、3337万8000円の計上がありまして、内訳としましては、百五銀行からの借入金の1600万、これを返還するのとですね、累積赤字の解消のためにということで、1737万8000円ということでございませぬ。

で、1600万円、百五銀行への1600万円返済のための補助金は、課税対象になるということで、これは9月の補正6号で出資金に変更されたわけなんです。で、この6ページの短期借入金1600万円、そのままになってますし、株のほうも増えてないという内容なんですけれども、この点まず説明をしていただきたいと思ひます。

補助金2484万9000円の中には、先ほど説明されましたように、補正で説明ありませぬ1737万8000円は入っておるわけなんです。その部分は補助金として収入しとるんですけれども、後の1600万円ですね、どうしたんかということで、お聞きをしたいと思ひます。

それとですね、経常利益として1147万9000円の報告です。当期純利益等は、税引いて1111万9000円ということなんで、これ黒字ということですね。私、先ほど自然学校の関係でお聞きしましたように、補助金は、これは法に基づいて出されると。あと出した補助金についてですね、会計規則、大台町補助金交付規則があって、私は5条の関係で、相当の収益があった場合はですね、返還という納付すべきということ。あと8条それから17条ですね、補助金等の返還等々の規則があるんですけど、1100万円も黒字になつるということは、補助金は法に基づいて出しておる。経営の結果、利益が出ておるということに対して、こういう規則というのがですね、運用されるんではないかなと。現に自然学校なんかそういうふうにしとるわけですね。一たん運営補助金を受けて、収支の結果、黒字になったということから返還しとるわけです。赤字やったらこれはもう返還する必要ないわけですからね。

そんな事例をですね、踏まえてこの経営報告書を見た場合に、やっぱり納付というふうなことが、補助金等交付規則からいって求められてくるんではないかというふうに思うんですけども、その点についての解釈をですね、説明をしていただきたいと思います。

○議長（大西慶治君） 産業課長。

○産業課長（野呂泰道君） 二点ほどご質問をいただきました。

まず一点目の出資金についてでございます。出資金につきましては、今年の9月に1600万円の組替補正をお認めいただきました。本来この1600万円というのは百五銀行に借り入れてきたものを、利息は大変だからということで、出資金に変えてということで、認めていただければ、当然直ぐに対応して返して、利息でも軽減当然してかないかんよというのが本来であるわけなんですけど、ここの段階でその増資の手続きがですな、ちょっと時間がかかってしまったということでございます。増資手続き、登記事務所に頼むわけなんですけど、その登記手続き自体が少し時間がかかってしまったということで、実際役場から道の駅をこの支払いをさせていただいたのが、3月8日の支払いをさせてい

ただいておるといようなところがございます。

本来であれば、その出資をして経営的に利息の負担がかかってくるから、それできるだけなくそうやないかということで、説明をいただき認めていただいたわけがございますか、ちょっとその出資手続きについて、増資手続きについて手間がかかってしまったことによって、遅れてしまったと。

それで、今回はこの決算、平成22年1月1日から平成22年12月末ということでございます。この1月から3月までというところで、今回その増資、また決算報告をさせていただくわけですが、3カ月の決算をさせていただきます。以前から言われていた第三セクターの決算時期が4月で、これまでは9月にしとったんやけど、ちょっとそこら辺がこの道の駅だけは1年間ということでございましたので、そこら辺を変えるために、この増資分については、1月から3月の決算で入れさせていただくということで、今回の分については増資は入っておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

また次に、補助金のことがございます。当然その経営安定補助金をいただいてやっておるにもかかわらず、こういうことの経営利益が出てきてということで、本来の補助金というあり方、どうなんかということでございます。私ども会計事務所にも、ここら辺が補助金を出しておいて、その結果がこうやというのと、その都度その都度、決算を見ていかないと、町は補助するけども、この状況ではちょっと具合悪いんと違うかということも、ちょっと会計事務所にも話をさせていただきました。もう少し道の駅が未収金とか、いろいろ整理をこの年度内に速やかにすれば、その補助金についても7割出して3割とかいうやり方もできるわけなんですけど、やはりその辺の決算の時点が、最終的に道の駅の経理をすべて会計事務所を持って行ってから経理ということでございますので、そこら辺の経理のあり方自体によってですね、こういう補助金を出しておいて黒字の結果になるというのはという話、私させていただいて、ちょっとこれについてはやっぱり考えていくべきかなというところも少し検討していきたいと考えております。

そういったところで、本来のあるべきその決算のあり方ということになれば、少しこの決算月、トータル決算で会計事務所がすることに対して、ちょっと時間的なものが明確に数字的に上がってこないというような、ちょっとそこら辺がちょっと今後考えていかないかなというところでございます。以上でございます。

○議長（大西慶治君） ほかに、直江議員。

○6番（直江修市君） 考えていかないかん問題というふうに言われてますけども、ずっと行政というのは続いてきて、こういう補助金等の交付規則があって、当然適用しなければならない事案については、即やっぱり適用していくということが、法令遵守の姿勢やと思うんですね。この交付規則ですね、ケースバイケースで運用するというような、弾力性もこれ持つとるんですか。現にこの経営報告書では出とるわけですよ、1000万円からの黒字と。これ補助金出しておるわけですよ。出したけども、幸い黒字になったんで、戻してもらうというのが、これ交付規則やないかと、交付規則に基づいて対処していくと、運営、行政進めていくというのが、検討うんぬんやなしに、平成22年の経営状況の報告の中でやってかんらん問題やと思うんですね。

そこのところがちょっと今の説明では、わかりませんので、どうなんですか。この交付規則というのは、この規定外の運用もあるということなんですか。逆に言えば、私が言うところは、筋が通ってないのか、通つとるんか、ということなんだと思うんですけども、黒字になってとるんだから返してもらうのか、交付規則やないかということなんですね。そのようにされておらんのはどういうことなんか。ただそれでいいのかどうかという問題なんで、その点を解明してほしい。

○議長（大西慶治君） 総務課長。

○総務課長（上瀬勉史君） 直江議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

この当初6月で補正をさせていただきました時には、いわゆる道の駅奥伊勢

経営安定補助金ということで、いわゆる累積赤字を一掃するというようなことで、補助金を出しておったかと思えます。そして今回、いわゆる直江議員おっしゃる第5条の補助事業等の完了により、当該補助事業等に相当の収益が生じると認める場合については、全部または一部を町に納付すべきという文言でございますけれども、いわゆる累積赤字の一掃について経営安定補助金を出しているところでございます。今現在まだ625万8879円の累積債務がございます。その点からいって、この補助金について返還を求めているところでございます。

○議長（大西慶治君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） これで質疑を終わります。

---

○議長（大西慶治君） 会議の途中ですが、しばらく休憩をします。

再開は11時ちょうどとします。

（午前10時48分休憩）

（午前11時00分再開）

○議長（大西慶治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

○議長（大西慶治君） 先ほどの報告第1号に対する、廣田議員に対する答弁の訂正の申し出があります。産業課長の発言を許可します。

産業課長。

○産業課長（野呂泰道君） 失礼いたします。

3ページの社員の状況の中で、男子2名のところを、私、駅長と食堂、厨房の中の社員ということをおっしゃっていただきましたが、駅長は役員でございますので、この正社員は厨房に入っておる男子2名ということでございますので、

訂正をしていただきたいと思います。以上でございます。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長(大西慶治君) 廣田議員。

○2番(廣田幸照君) 特別に発言を求めてよろしいか。先ほどの答弁に関して。

○議長(大西慶治君) 終結してしまっておりますので、次へ進めさせていただきます。

---

### ◎報告第2号の上程～質疑

○議長(大西慶治君) 日程第10 報告第2号「平成22年度大台町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(上瀬勉史君) 報告第2号「平成22年度大台町一般会計繰越明許費繰越計算書」につきまして、ご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成22年度大台町一般会計補正予算第14号及び15号によりご承認を賜りました繰越明許費の繰越額やその財源内訳等の確定の報告でございます。それぞれの事業内容につきましては、繰越明許費の補正でご説明しておりますので、財源の面からその主なものをご説明申し上げたいと思います。

まずきめ細かな臨時交付金事業でございます。1ページからご覧いただきたいと思いますが、事業名に括弧書きでお示しをしておりますけれども、科目が多岐にわたりまして、宮川総合支所のきめ細かな修繕事業など54件で1億7220万3000円を繰越し、交付金1億3384万7000円を充当しております。

次に、住民生活に光をそそぐ交付金事業についても、事業名に括弧書きでお

示しをしておりますが、真手地域総合センター改修事業など11件で5436万7000円を繰越し、住民生活に光をそそぐ交付金3854万8000円を財源としております。

続きまして、それ以外の繰越事業でございます。1ページでございますけれども、総務管理費でコミュニティ事業助成金1000万円を財源としまして、薪風呂建築事業1500万円を、三重県グリーンニューデール基金補助金1532万6000円を財源といたしまして、健康ふれあい会館省エネ改修事業1623万2000円を繰越をしております。

2ページをお願いしたいと思います。一番下の商工振興費で工場適地造成工事1375万円を繰越をいたしました。

道路橋梁費では、次のページでございますけれども、楠ヶ野線排水改良事業、小牧線道路改良事業、熊内旧道線道路改良事業、本田小屋線道路改良事業、三滝橋耐震補強事業も起債を主な財源といたしまして、それぞれ繰越をしております。

河川改良費でも、三瀬川河川改良事業640万円を繰越いたしました。

最後に5ページでございます。林道茂原支線災害復旧事業、春日谷川右岸河川災害復旧事業もそれぞれ8889万4000円、1212万円を公共施設災害復旧費国庫負担金745万3000円、起債460万円を財源として繰越をしております。

以上、国県支出金2億441万円、地方債2230万円、諸収入などのその他財源1170万円と、繰越金1億6883万6000円を財源といたしまして、総額4億731万6000円、76件の事業を繰越したことを報告いたします。なお、歳入歳出予算書を添付しておりますので、参考にしていただければと思います。

○議長（大西慶治君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

◎報告第3号の上程～質疑

○議長（大西慶治君） 日程第11 報告第3号「平成22年度大台町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

本案について説明を求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長（鈴木好喜君） 報告第3号「平成22年度大台町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書」につきまして、ご説明申し上げます。本件につきましては、平成22年度大台町簡易水道事業特別会計補正予算第5号及び第6号によりご承認を賜りました、繰越明許費の繰越額やその財源内訳等確定のご報告でございます。

1ページをお願いいたします。県道大台ヶ原線道路改良工事に伴う排水管布設替工事及び日進川添地区統合簡易水道事業について、繰越明許額どおりそれぞれ453万円、4176万8000円を繰越したことを報告します。

その財源につきましては、国庫支出金1283万7000円、起債2700万円でございます。なお、歳入歳出予算書を添付しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

○議長（大西慶治君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

◎議案43号の上程

○議長（大西慶治君） 日程第12 議案第43号「大台町過疎地域自立促進計画の一部変更について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画課長。

○企画課長（東 久生君） 議案第43号 大台町過疎地域自立促進計画の一部変更につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

大台町過疎地域自立促進計画につきましては、平成22年9月に策定し、計画に基づき各種事業を展開しているところでございますが、まちづくりの中で変更が必要となった事業や、新たに必要となった事業が発生いたしましたことから、変更させていただくものでございます。

変更の内容につきましては、定例会資料1をご覧くださいと思います。大台町過疎地域自立促進計画新旧対照表を見ていただきたいと思いますと思いますが、まず1ページをお願いいたします。計画本文中、現行で7、教育の振興（2）その他の対策、1. 学校教育で、「i 給食施設の整備については学校統合も含めて多方面から検討します。」の計画を、改正案のほう「i 給食未実施校については平成26年度の給食実施を目指して、平成24年度から施設整備を進めます。」に変更させていただくものでございます。

また事業費で2割を超える変更が出ましたので、計画本文中の事業計画書も変更させていただくものでございまして、資料2ページから23ページにおきまして、各区分別に事業内容の変更、追加等を現行と改正案の対照表として整理をさせていただきました。

そして資料の24ページから42ページまでは事業内容の変更、追加した事業を加えた年度別計画を参考資料として添付をさせていただいております。なお本計画の変更により追加した事業の実施にかかる費用の一部は財政支援のあります過疎対策事業債の適用を受けることとなります。

今回、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定によりまして、議会

の議決をお願いするものでございます。なお、従来は2割以上の計画変更につきましては、県との協議が必要でございましたが、新過疎法では議会議決後、報告すれば足りることとなっております。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

---

◎議案第44号の上程

○議長（大西慶治君） 日程第13 議案第44号「大台町総合計画審議会条例の一部を変更する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画課長。

○企画課長（東 久生君） ちょっとお待ちください。

---

○議長（大西慶治君） 暫時、休憩します。

（午前11時12分休憩）

（午前11時13分再開）

○議長（大西慶治君） 休憩前に続き、会議を開きます。

---

○議長（大西慶治君） 先ほどの私の読み上げました部分に、変更がございますので、日程第13 議案第44号「大台町総合計画審議会条例を改正する条例について」を議題とします。先ほど変更と言いましたが、改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画課長。

○企画課長（東 久生君） 議案第44号 大台町総合計画審議会条例の一部

を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

第1次大台町総合計画前期基本計画が、平成23年度で終了いたしますことから、本年度は平成24年度からの後期基本計画を策定すべく現在準備に取りかかっているところでございますが、総合計画について調査、審議をお願いする大台町総合計画審議会の組織の改正をお願いするものでございます。

定例会資料2、1ページをご覧くださいと思います。

改正内容は、委員数を15人以内から20人以内に改正させていただき改正と、専門的で高度な知見を有する学識者2人以内を特別委員として委嘱することができる規定の改正でございます。

それぞれの改正理由でございますが、従来からの委員には、各種団体等の代表者の方々をお願いいたしておりましたが、女性委員や次代を担う若者等を幅広く委員に委嘱いたしたく増員をお願いする一方、多様化する社会や高齢化、過疎化が進む状況の中で、大台町のまちづくりの基本的な方向を明らかにする計画でありますので、町民の皆様の中からの学識経験者や各種分野の代表者に加えて、国内でご活躍いただいている地域づくり等を専門的に研究され、高度な知見を有している学識者の方にも審議に加わっていただくため、特別委員を新たに委嘱いたしたく、大台町総合計画審議会条例の一部を改正させていただくものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

---

#### ◎議案第45号の上程

○議長（大西慶治君） 日程第14 議案第45号「大台町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画課長。

○企画課長（東 久生君） 議案第45号 大台町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

定例会資料2、2ページをご覧くださいと思います。この改正は先に上程いたしました議案第44号 大台町総合計画審議会条例の一部を改正する条例に関連する改正でございます。議案第44号で特別委員の設置をお願い申し上げましたが、特別委員は専門的で高度な知見を有する学識者の方の委嘱でございますことから、特別委員の報酬を日額2万円以内で、町長が定める額とさせていただきます。ご説明を申し上げます。

議案第44号と合わせてご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

---

#### ◎議案第46号の上程

○議長（大西慶治君） 日程第15 議案第46号「大台町税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（立井靖樹君） 議案第46号 大台町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が、本年4月27日公布されたことに伴い、大台町税条例の一部改正が必要となり、提案させていただいたものであります。今回の主な改正につきましては、東日本大震災による特別措置にかかるもので、住宅や家財等に生じた損失を、平成22年分の雑損控除として控除できること。居住することができなくなった場合においても、引き続き住宅借入金等特別税額控除が受けられること。固定資産税の被災住宅用地を住宅用地として申告により特例適用するものでございます。

なお、現在において当町にこの措置に該当される方はみえません。以上、説明とさせていただきますので、よろしくご承認賜りますよう、よろしくお願い致します。

---

#### ◎議案第47号の上程

○議長（大西慶治君） 日程第16 議案第47号「平成23年度大台町一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（上瀬勉史君） 議案第47号「平成23年度大台町一般会計補正予算（第2号）」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、人事異動に伴う増減が主で、歳入歳出それぞれ2182万8000円を減額し総額64億7127万6000円とするものでございます。

補正予算の主なものにつきまして、歳出を中心にご説明を申し上げます。職員人件費につきましては、それぞれの目での説明は省略をさせていただき、ここでまとめてご説明を申し上げます。人件費総額で94万8000円を減額いたしました。内訳につきましては、職員給料を13万7000円を増額し、職員手当では扶養手当107万2000円などを減額する一方、時間外勤務手当20万円を増額いたしました。共済費では社会保険料負担金など15万8000円を増額しております。

それでは、款別に主なものをご説明申し上げます。9ページをお願いしたいと思えます。

2款・企画費では、議案第44号、45号に関連しまして、報酬と旅費をそれぞれ22万円、30万9000円増額しております。グリーンプラザ費では会館を常駐して管理していないため、警備保障業務委託料20万7000円で

ございます。

13ページをお願いいたします。児童福祉総務費では宮川保育園の園舎で白蟻の被害が発見されたため、その駆除と床材張り替えのため、工事請負費200万円を計上しております。

15ページをお願いいたします。健康づくり推進費では、平成23年度策定の高齢者福祉計画などに反映をさせるため、高齢者実態調査業務委託料50万円を追加いたしました。地域自殺対策緊急強化事業補助金を全額充当しております。

16ページをお願いいたします。簡易水道整備費では簡易水道特別会計において一般財源から起債の財源変更ができたことによりまして、繰出金4303万6000円の減額となりました。

17ページ農業振興費では、戸別所得補償制度導入推進事業費補助金と環境保全型農業直接支払等推進事業費交付金を財源といたしまして、賃金82万6000円などを増額しております。また農地・水・保全管理支払事業負担金22万1000円を追加いたしました。これは今年度から3年間施設の改良に限定した農地・水・環境保全向上対策事業のいわゆるハード事業版で、国2分の1、県4分の1、町4分の1を負担する事業でございます。

18ページをお願いいたします。林業振興費では現在所有をしております高性能林業機械であります、フォワーダとスイングヤーダの交換用部品62万8000円とH型集材を進めていくため、高性能林業機械に対し4分の1の補助率で補助金を交付することといたしました。その費用934万8000円を追加しております。また治山費では神瀬地内治山修繕工事130万円の追加をいたしております。

めくっていただきまして、20ページ一番下の住宅費では、若者住宅売却準備といたしまして、建物の表示登記、保存登記に75万円、次のページで建物2棟分の鑑定評価25万円を計上いたしました。

22ページからの教育費といたしましては、理科教育充実支援事業委託金1

00万円を財源といたしまして、宮川小学校、宮川中学校に臨時学習支援員賃金77万5000円など合わせて100万円を所要の科目に追加をしております。

23ページ中学校、学校管理費ではルール変更によりまして、大台中体育館バスケットゴールコートラインの書き換え等で、修繕費70万5000円。協和中学校体育館火災報知機改修工事などで中学校施設整備工事107万6000円を追加いたしました。

24ページでは、人権教育キャラバン事業委託金25万円を財源といたしまして、講師謝礼18万円など25万円を計上いたしております。なお財源の余剰につきましては、財政調整基金繰入金を減額して対応をしております。

以上、雑駁ではございますが、提案理由とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

---

#### ◎議案第48号の上程

○議長（大西慶治君） 日程第17 議案第48号「平成23年度大台町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長（鈴木好喜君） 議案第48号「平成23年度大台町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず歳出につきまして、ご説明申し上げます。7ページをお願いします。

1款・総務費の一般管理費では、給与5万6000円、職員手当21万2000円の減額、共済費13万4000円の増額でございます。

2款・簡易水道費、簡易水道維持費では水道メーターの取替数量を平準化するための経費といたしまして、工事請負費240万円、備品購入費120万円

の増額、新設改良費では統合簡易水道事業にかかるもので委託料 8 3 9 万円の増額で、主なものは用地購入にかかる土地鑑定 4 地点の費用に 1 2 1 万 4 0 0 0 円、弥起井地内の菌井橋に水道管添架のために測量設計委託料に、6 8 4 万 9 0 0 0 円でございます。使用料及び賃貸料 2 万円の増額は、栃原地内建設予定の配水池の工事用仮設道路の借り上げのものでございます。工事請負費 7 0 7 万 9 0 0 0 円の減額は、補助金の内示によるものです。公有財産購入費 2 4 4 万 5 0 0 0 円の減額は、工事用道路を仮設道路に変更したことによります。負担金補助金及び交付金 5 8 万 6 0 0 0 円の減額は、南勢水道工事費と負担金の精査によるものでございます。補償補てん及び賠償金 1 0 2 万 4 0 0 0 円の増額は仮設道路への変更に伴う立木補償の増額でございます。

次に、歳入につきまして 6 ページをお願いします。国庫支出金 2 1 7 万 4 0 0 0 円の減額は、国庫補助金の内示額の減額によるものでございます。一般会計繰入金 4 3 0 3 万 6 0 0 0 円の減額は、起債充当の精査により町費 4 8 0 0 万円を増額したことによるものでございます。

歳入歳出それぞれ 2 7 0 万 9 0 0 0 円を増額し、予算総額 1 2 億 7 5 1 1 万 4 0 0 0 円とさせていただき補正予算でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

---

### ◎発議第 3 号の上程～採決

○議長（大西慶治君） 日程第 1 8 発議第 3 号「国民健康保険に対する国庫負担金引き上げを求める意見書（案）」を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

上岡國彦議員。

○13番（上岡國彦君） 国民健康保険に対する国庫負担金引き上げを求める意見書、国民健康保険法第 1 条では、この法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする

と定め、国民皆保険制度を実現するものとして制度化された。現行の国民健康保険法が発足した時代は、自営業者、農林漁業者が加入の中心を占めていたが、産業構造の変化や高齢化に加え、最近では非正規雇用者の加入も増加している。本来なら高齢者や所得なし層が増加する中で、国庫負担率を増やして国保の安定運営を図ることに全力を挙げるべきだったにもかかわらず、むしろ国庫負担を削減してきたことに、現在の国保をめぐる問題の根本原因がある。国保に対する国庫負担率は、窓口負担を含めた国保医療費の45%だったものが、1984年に38.5%に引き下げられ、その後、窓口負担を除く医療費の50%と言い方を変更した。

しかしこれは窓口負担を含めた国保医療費に換算すれば、38.5%相当であり、都道府県負担を含めても公費負担は1984年対比で6.5%も引き下げられている。さらに市町村国民健康保険の事務負担金の国庫補助が廃止された。その結果、市町村国保の総収入に占める国庫負担の割合は、現在では3割に減っている。これらは市町村国民健康保険の保険料を増大させ、2009年度には市町村国保加入世帯の2割を超える445万世帯が保険料を滞納せざるをえない状況になっている。2011年は国民皆保険制度発足50周年にあたる。国民皆保険制度を守るよう、政府においては国保に対する国庫負担率を引き上げ、国保財政の安定化を図るよう、強く求めるものであります。

以上のように意見書を提出したいと思います。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大西慶治君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（大西慶治君） 会議の途中ですが、しばらく休憩をいたします。

再開は13時、午後1時とします。

（午前11時30分休憩）

（午後 1時00分再開）

○議長（大西慶治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（大西慶治君） お配りの議事日程表について、訂正の申し出がありましたので、すいません。議案第48号「平成23年度大台町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」について、訂正の申し出がありましたので、発言を許可します。

生活環境課長。

○生活環境課長（鈴木好喜君） 失礼します。

先ほどご説明させていただいた中で、2点ほど間違いがありましたので、ご訂正をさせていただきたいと思います。歳入につきまして、起債充当の精査により「町費4800万円」と発言をさせていただきましたけども、「町債4800万円」の間違いでございました。訂正させていただきたいと思います。

それから、「歳入歳出それぞれ270万9000円を増額し」というふうに発言をさせていただきましたけども、正しくは「歳入歳出それぞれ279万円を増額し」というふうなことでございます。一つよろしく願いいたします。

○議長（大西慶治君） 続いて、議事日程表について、訂正の申し出がありますので、発言を許可します。

事務局長。

○議会事務局長（西山幸也君） 誠に申しわけございません。

本日開会時にお配りいたしました議事日程表に誤りがございます。訂正したものを机のほうに置かさせていただきました。訂正内容は、日程第13 議案第44号の大台町総合計画審議会条例の一部改正でございます。これは審議会条例の「変更する」という部分を「改正する」というものに訂正するものでございます。お詫びさせていただきます。訂正をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

---

### ◎一般質問

○議長（大西慶治君） 日程第18 「一般質問」を行います。

通告の順に発言を許します。

ここでお断りを申し上げます。質問は通告のとおりとし、会議規則第56条の規定により、質問及び答弁を含め一人60分とし、内容の変更、追加、関連質問は原則として認めないこととします。質問も答弁も要領よくお願いいたします。

( 3 番 山 本 勝 征 議 員 )

○議長（大西慶治君） 通告順1番 山本勝征議員の一般質問を行いますので、山本勝征議員は質問席へ移動してください。

それでは、通告順1番 山本勝征議員の発言を許可します。

山本勝征議員。

○3番（山本勝征君） それでは、議長の許可を得ましたので、第2回定例会の一般質問を町長に一点のみしたいと、このように思います。どうぞよろしくお願いします。

質問は森林林業再生に向けた改革、再生プランと言っておりますが、町の森林、林業について、質問したいと思います。

今年には国際森林年と言われております。森林を次の世代に引き継ぐために、森林を守り森林自然を有効に活用し、途上国の森林保全対策など人と森林の係わり方について、認識を高め理解を深めることが目的のようでございます。国内の森林、林業界の現状はと言いますと、依然として厳しく、展望が開け、明るく元気が出てきたといったような状況ではありません。このような中でこれまでの森林林業政策を見直して、持続的な林業経営を構築する必要があるとのことから、森林林業の再生プランが取りまとめられ、今後10年間に木材の自給率50%を達成するとの目標を打ち出しました。

その中身は、一つには森林計画制度の見直しについて。

二つには、適切な森林施業実行の仕組みの整備。

三つには、低コスト作業システムの条件整備。

四つには、人材の育成。

五つには、国産材の木材利用拡大を軸に作成されているようです。このことによって森林・林業政策が大きく変わろうとしております。町も林業を基幹産業と位置づけております。その影響と再生プランの内容から、次のことについて、町長にお伺いしたいとこのように思います。

一つは、市町村の役割について。

二つ目は、森林所有者の役割と責務について。森林所有者にもかなりの責務がついてくるようでございます。

三つ目には、森林経営計画、仮称とまだ言われておるようですが、制度について。

四つ目には、森林道の整備等について。

五つ目には、木材利用の拡大について。

六つ目には、人材の育成について。

七つ目には、森林組合や林業認定事業体等の今後について。

八つ目には、森林管理環境保全直接支払制度について。

九つ目には、再生プランが町の森林整備に及ぼす影響について。これらのことについて、町長にお伺いしたいと、このように思います。

○議長（大西慶治君） 町長。

○町長（尾上武義君） それでは、森林・林業再生に向けた改革、いわゆる再生プランと町の森林林業について、お答えをいたします。

森林法の一部を改正する法律が公布をされまして、平成24年4月1日から施行されることとなりますが、森林林業再生プランに掲げる10年後の木材自給率50%を視野に入れたさまざまな改正がなされております。その内容は、先ほど議員が述べられましたように、一つに森林計画制度の見直し、二つ目には適切な森林施業実行の仕組み整備、それから三つ目には低コスト作業システムの条件整備、四つ目には人材の育成、五つ目に国産材の利用拡大の5項目を軸として改正をされております。

それでは、一点目の市町村の役割についてでございますが、森林林業再生プランに基づく改正点の一つに、市町村森林整備計画の見直しがございます。その内容といたしましては、「町独自の新たなゾーニング」の導入や、町の森林を今後どのように活用していくかといった、「地域全体の森林づくり構想」、それから伐採、造林に関する「新たな基準」、そして効率的な作業路網の整備を

推進するための路網整備計画などについて、地域の実情に応じた森林づくりのマスタープランとなるよう計画を見直すこととされております。

この計画の見直しでは、計画の内容を図示することが義務づけられておりますことから、森林所有者等にとってよりわかりやすいものとなりまして、今後の林業施策を進めていく上で、非常に重要なものとなっております。町では平成22年度から市町村森林整備計画見直しに向けて、「次世代に引き継ぐ森づくりモデル事業」として、「森林立地評価」、これも町独自でございますが、この評価を進めているところであります。

従来の環境林、生産林といった二つの区分ではなく、森林の地形、地質、土壌、水みちなどのさまざまな視点から林地を評価し、崩れにくい道の線形や、適地適木の林地、利用間伐により収益の出る林地等それぞれの林地環境に適した施業などを森林所有者に提案し、森林資源の最適化を図り、基幹産業である林業の活性化を図ってまいりたいと思います。

次に、二点目の森林所有者の役割と責務についてでございます。森林所有者は森林の有する多面的機能の確保のため、森林の整備、保全が図られるよう努めなければならないと、森林林業基本法に掲げられております。新たな森林経営計画制度では、林業経営の効率化を図るため、約100ヘクタールの大規模集約化が必要であるとしております。そのことから、森林所有者は認定林業事業体が計画する森林経営計画の集約化に積極的に協力していただく必要がございます。またみずから管理できない森林は、認定林業事業体へ管理を委託していただくなどして、森林の整備保全を図っていただきますように、ご協力をお願いするものでございます。

次に、三点目でございますが、森林経営計画制度についてでございます。森林法の改正によりまして、従来の森林施業計画が新たに森林経営計画、まだ現在仮称でございますが、この計画に改正されました。改正前の森林施業計画制度では小規模零細な森林所有者にも対応しており、森林所有者が個々に間伐を行った場合や、点在する小規模面積の施業地でも補助の対象となる制度でござ

いました。しかしながら、改正後の新しい森林経営計画制度は、森林所有者から森林経営を委託された受託者、または意欲のある森林所有者が複数の森林所有者を取りまとめ、約100ヘクタール規模の集約化団地、これは宮川森林組合が団地設定に積極的に取り組んでおりますけども、この団地を設定し、路網整備と一体となった搬出間伐計画やあるいは森林の多面的機能を発揮させるため、人工林のみならず天然林も含めた森林の保護に関する事項を計画に入れるなど、森林を一つの面的なまとまりとして管理するための計画が必要となります。

また施業については、年間5ヘクタール以上の施業地を計画し、1ヘクタール当たり10立米以上の木材搬出を行った場合が補助の対象になるため、搬出間伐が主体となってまいります。個々の森林所有者がこの計画を立てるのは、非常に困難であると考えられまして、森林所有者から認定林業事業者が委託され計画を作成し、施業については共同で実施するなど、今までにない新しい計画制度と補助制度への対応が必要になってくると考えております。

四点目の森林道の整備についてでございます。国産材自給率50%の実現にむけて作業システムを機能させていくためには、路網と高性能林業機械の合理的な組み合わせによる生産性の高い作業システムの構築が重要であります。これまで森林施業に使用される道は、林道と作業道がございました。それ以外に林業機械が走行し、繰り返しの使用を想定しない作業路がございました。再生プランでは路網とは森林の多面的機能を発揮し、持続的な森林経営を可能にするために長期にわたって使用していくべきであるとされまして、新たに林業用の機械が走行する道を森林作業道とし、従来の林道と森林施業専用車両の走行を想定した林業専用道に区分し、長期にわたって繰り返し使用できる道づくりについての指針が制定されました。

大台町の森林は、急峻な地形が多く路網の開設が困難な地域も多数ございますが、森林立地評価に基づく地形、地質、水みち等を十分に考慮した路網計画により、将来にわたって持続的に活用できる路網整備を進めてまいりたいと考

えております。

次に、5点目の木材利用の拡大でございます。再生プランの木材利用の拡大の目的といたしまして、地球温暖化への貢献や、コンクリート社会から木の社会への転換を図ることといたしております。公共建築物等木材利用促進法の施行によりまして、低層の公共建築物は原則として木造化を図り、また高層、低層に関わらず内装等の木質化の促進や、公共建築物に暖房器具やボイラーを設置する場合、木質バイオマスの燃料の導入に努めるなど、10年後の木材自給率50%以上を目指しております。

当町といたしましては、基幹産業が林業という位置づけの中で、宮川小学校、宮川保育園、福祉センター等、旧宮川村の公共施設を始め、三瀬谷小学校の体育館、三瀬谷保育園、日進公民館等、公共施設については以前から地域材を利用して建設を推進いたしております。また木質バイオマスにつきましては、間伐材のカスケード利用、これは全幹利用ということでございますが、カスケード利用や製材工場の端材を利用したチップ、合板、ペレット、火力発電所の混焼燃料等への利用拡大を見込んでおります。

次に、6点目の人材育成についてでございますが、再生プランでは森林管理や計画に関する指導的な立場を担うフォレスター制度が創設されることとされており、現行では県の林業普及指導員がその立場にありますが、今後は国県等の行政職員、民間人を問わず必要な人材をフォレスターとして認定する制度が、平成25年度開始を目途に進められております。

また今後森林経営計画を立てて、森林所有者に施業提案を行う重要な役割は、森林施業プランナーとなりますが、森林組合では平成21年度からプランナー研修に参加をしております。今年度からはフォレストファイターズからも参加をする予定でございます。

また町といたしましても、22年度から実施しております「次世代に引き継ぐ森林づくりモデル事業」の中で、宮川森林組合を主体に認定林業事業体を含めて、森林立地評価技術研修を実施しており、将来に向けた森林施業プランナ

一の育成に努めているところであります。

次に、7点目の森林組合や認定林業事業体の今後についてでございますが、再生プランにございますように、意欲のある事業体に直接支援が行われるため、各事業体とも100ヘクタール規模の集約化を行い、森林経営計画を立て、路網整備と一体的に搬出間伐を行う必要がございます。大台町には六つの認定林業事業体がありますが、ここ数年、切り捨て間伐事業を主に活動してきたため、機械化も遅れており、個々の認定林業事業体が森林経営計画を立て、高性能林業機械を使った低コスト間伐を行うのは容易ではないと考えられます。

昨年度から実施しております「次世代に引き継ぐ森林づくり事業」により、下真手地区に設定をいたしました約64ヘクタールの団地は、作業路を開設し、今年度20ヘクタールの搬出間伐を実施する予定です。この団地は事業体が共同で計画を立て、施業においても共同で実施をいたします。このように共同化することにより、お互いの足りない部分も補い、各事業体に安定した事業量の確保を行い、経営の安定化や雇用の促進につながればと考えているところであります。

次に、8点目の森林管理・環境保全直接支払制度についてでございます。従来の補助制度は国補造林事業が主となっております。この制度は計画的に行われない個々の森林所有者に対しても広く支援をされておりまして、集約されていない点在した切り捨て間伐についても補助を受けることができましたが、23年度から新たに森林管理・環境保全直接支払制度に改正され、補助の対象は森林経営計画を作成した意欲と実行力のある者に対し直接支援されます。この制度は間伐については年間5ヘクタール以上集約化をし、1ヘクタール当たり10立米以上の搬出間伐のみを支援対象としておりまして、計画が作成されていない場合は、支援の対象外となります。

また補助単価は搬出した木材搬出量によって増減をいたします。植栽、下刈り、25年生以下の除伐については、5ヘクタール以上といった制限はございません。国補事業による切り捨て間伐の支援がなくなりますが、23年度は県

単事業で実施できる予定と聞いております。個人で造林補助を受け、施業を実施されていた方については、森林経営計画を立て年間5ヘクタール以上の搬出間伐を行うのは困難と考えられることから、認定林業事業体と共同で計画を立て施業を実施していただくことになると考えております。

9点目の再生プランが町の森林整備に及ぼす影響についてでございます。直接支払制度が実施され、搬出間伐が支援の対象となりますが、部分的に搬出が困難な森林も当然ながら出てまいります。森林所有者にやる気と意欲があっても、所有面積が小規模、零細な林家が大半を占める大台町では、5ヘクタール以上の搬出間伐と路網整備が一体となった森林経営計画が立てられず、支援が受けられないケースも考えられます。そういった支援の対象から外れた森林の整備をどのようにしていくかといったことが、今後の森林整備の課題になってこようかと考えおります。

このような森林を含め、森林立地評価に基づき、本来その森林が持つ機能、役割を的確に判断し、木材生産のみならず環境的な機能、治山的な機能などを十分に検討し、町独自のゾーニングへ反映させ、適切な森林管理手法を確立し、新たな大台町森林整備計画へ盛り込んでいきたいと考えております。補助制度の変更による間伐ができないといった理由で、森林が放置されないよう、森林経営計画を立てる認定林業事業体にご協力をいただき、町としても必要な部分には支援を行っていければと考えておりますし、国県に対しましても意見を上げていかねばと考えておりますので、ご理解をお願いしまして答弁とさせていただきます。

○議長（大西慶治君） 山本勝征議員。

○3番（山本勝征君） それでは、町長に再質問をさせていただきます。

私、平成19年3月議会で森林についての質問をさせていただいております。ちょうど4年近くたつんですが、その時は町内の山林管理についてということでした。環境林と生産林の整備状況について、町有林の現状について、生産林の切り捨て対策について、ここでは木質バイオやエタノールを研究課題

にしてはどうかというようなことを申し上げました。

それから、もう一つ総合計画の中における森林林業に関する対策についても質問いたしました。林道、作業道の林業生産基盤の推進とあるが、今後どのようにしていくのかとか、広域的な木材流通や需要の拡大について、行政としての関わり方について、質問させていただきました。

それからもう一つ、林業の価値意識の高揚の図り方について、こういうようなこと質問させていただいたんですけども、その後、4年近くたつんですけども、今日までですね、森林整備これある程度、ある程度まで進んだんじゃないかと、このように考えております。

それから大台町ではJ-VERというような新しい取り組みをしていただきましたので、全国的にも非常に注目されたところでございます。ところが、それと自給率も当時22%ぐらいやったんですが、現在27.少しになっているようです。外国産材の減少であるとか、もろもろの要素があるようですが、27.何%ということ資料の中で見ました。そういうようなことですが、現状は非常に依然として厳しいということで、そして現在のような補助金の出し方では、非常に無駄もあるし、林業界にあまえもあるだろうということで、再生プランなるものが出てきたと。また国も県も町も金がなくなってきたというようなこともあるんじゃないかと思うんですけども、そういうようなことで再生プランが出てきたんじゃないかというふうに考えております。

で、最近再生ということがよく出てくるんですけども、里山の再生であるとか、森林林業の再生なんですけれども、再生ということわかったようでわかりませんので、一回どんなことなんか再生を調べてみました。そうしたら再び生かすこと、再び生きることとありました。つまり死んでいるとされる状態、仮死状態がそうでございます。状態、生きているとされる状態に戻ると言うこと、語源的にはそういうようなことを言うそうでございます。

考えてみると、林業も仮死状態なんかなという思いをしながら、質問をさせてもろたようなことでございます。残念でありますけども、まだまだ鬱蒼とし

た森林も多いですし、林業界の木材価格が依然として低迷したままであるという状況で、これを生きた状態に戻すということですが、果してプランでそれが戻るのかなと、絵に書いた餅にならへんのかなというような考えをいたしております。

たしかに今までのようなさっき答弁でもありましたように、施業したところへ向いて小規模でも補助金が出ると。施業区域になっておればですね、森林組合に申出をすれば補助金をいただいていたと。山林家はそういうような形でおったんですが、財政もさっき言いましたように、ギリギリの状況に来てこういうようなことをやらなければならないというふうになったと、町長の答弁でも出ましたように、10年後50%の自給率を見込むというようなことで、それには低コスト化ということをやっているようであり、それから集約化というようなことも出しているようであり、そして、そういうような中で自立せえというようなことのように思いますが、果してうまくいくのだろうかという、携わっているものについては、関わっているものについては、そういうような思いが強くなります。

そこで、今の1点目の市町村の役割についてですが、今、町長の答弁でもありましたように、市町村の町内にある山の森林のですね、ゾーニングの仕方、それから活用の仕方とか、伐採の仕方や路網とかですね、それから地域の実情を図示するとか、いろいろな市町村でも今までもあったんですが、余計そういうようなことで責務が重くのしかかっているのではないかと、こういうふうに思います。

そこでですね、それにプランを読んでみますと、例えば無届け伐採があった時の造林命令なんかも市町村に関わってくるようであり、それから間伐すべき森林の明示も出てくるようであり、それから例えば路網をつける時に、所有者で不在であると、そうするとその所有者が納得しないというような場合には、他人の土地をですね、その使用権をきちっと市町村でしてかんならんと、そういうようなことも出てくるようであり、私は森林組合であるとか、それから認

定事業体ですね、森林プランナーであるとか、もう一つなんでしたかな、そういうような人材育成も必要ですけども、町の職員そのものもですね、そういうような専門的な知識や技術はともかく知識を持った専門的な人が必要になってくるんじゃないかと、研修が必要になってくるんじゃないかと思うんです。

そして、今3人でやっているようですけど、支所のほうで、これだけでこれから24年から始まる再生プランへの対応が、3人ではできないんじゃないかというふうに考えているわけなんです。その辺のところは、町長はどういうふうに考えてみえるのかですね、研修とこれらの対応の増員というのが必要なんじゃないかと、こういうようなことを思いますので、そのようなどこ町長の考えをお聞きしたいと思います。

それから、三つ目の経営計画については、さっき言われましたように、1ヘクタールに10立米出さなければならないわけですね、路網つけて。だから5ヘクタールを基本にすると50立米出さなければならないと、当然そうすると口のほうで出して奥のほうで切り捨てをするというような形になるんですけども、その5ヘクタールをまとめる、あるいは100ヘクタールをまとめるというのは、また非常に問題があるんじゃないかと、苦しいんじゃないかというふうに思うんです。

ちなみに資料をちょっと調べたんですけども、日本の国内の森林所有者と面積を見てもみますとですね、1ヘクタール未満が、1ヘクタールから5ヘクタールまでの所有者は75.2%国内で持っておるわけなんです、それだけの人が。それから三重県でいきますと、1ヘクタール未満、5ヘクタールまでが91.5%なんです。大台町を見ますと1ヘクタール未満は45.9%、5ヘクタールまでの、1ヘクタールから5ヘクタールまでが35.6で、5ヘクタールまでは81.5%なんです。この大台町だけをみますと持っとる人が3267、戸と言うのか、人と言うのか、ですが、そのうち1ヘクタールから5ヘクタールまでは2669人で持っておるわけなんです。

それをですね、施業する場合には、そうやってしてかんならん。まとめてか

んならん。だから1ヘクタール未満が1501人おるんですけれども、5反とか3反とかいっぱいあるわけですね。それを5ヘクタールにまとめるのは、これは果してできるかいな、それだけ意識を持って浸透させられるんか。事業者そのものも捨てけるんかという疑問があります。そこのところをですね、最後のところで町も予算的な措置をして十分できないところは応援する、県もというような話ですけども、果して財政が逼迫してくる中で、そういうようなことができるかという気持ちがあります。そのことについて質問、どういうふうにお考えか質問したいと思います。

それから、林道の整備について、四つ目ですけども、森林作業道ですね、路網なるものなんですけども、そうすると林道作業専用道は、これは管理はどうなるんか。どこがするんかですね、林道は今までどおり大台町ですけど、作業道はどうか。それから森林、新たに付けるですね、また今もたくさん付けているんですけども、森林組合や担当に聞きますと、何キロと、予算でも出てますので付いとるんですけども、その管理はどうなるんか。これについてお聞きしたいとこのように思います。

それから、木材利用の拡大については、ともかくとして、その次に人材の育成ということで、さっきも市町村のことで触れたんですけども、森林組合であるとか、それから認定事業者ですね、この方たちの資格を含めて人材育成してかんならん。あるいはこれも入ってくるんだと思うんですけども、高性能機械ですか、これの運転なんかもこれから入ってくるんじゃないかと思うんですけども、そういうような研修とかですね、何はどうするんかですね、県でやってくれるんかどうか、その辺のところをですね、どのような形になってくるんか、町長の見解を伺いたいとこのように思います。

それから、もう一つですね、森林組合や林業認定事業者の今後についてということですけども、森林組合もファイターズ等もですね、24年来年、今年からそうかもわかりませんが、結構関わり方が変わってくると思うんですよ。今までと違いまして、今までは先ほども言いましたように間伐、どっか間伐し

とらへんかというようなことが、探しながら間伐しとったら測量して、それで県あるいは国への申請をしてですね、それで補助金をもらってとか、あるいは環境林、保安林というようなことでやってきたわけなんですけども、それもですね、保安林、環境創造林は今までどおりなんか、違うんか、その辺のとこどうなんか、ちょっとお聞きしたいということと、特に私はですね、だんだん国の予算は減ってくると、森林に関してですよ。森林、林業に関しての林野予算は減ってくるんじゃないかと、そうすると森林組合、林業認定事業体はこれからどうしていくんか、新しいものに対応していかないかんだと思うんですけども、10年後ですね、このプランの考え方は10年後には、路網もちゃんとできて、そして木は12齡級、12齡級というと60年生なんですよ、ほとんど60年生になると、60年生になった木はもう全部それを出して、そして生産林として利用していくと、そういうようなことも考えなさいということだと思うんですよ。

ところが、その宮森にしてもファイターズにしても、環境林のその間伐はだんだんこれから10年したら減ってきてするところが無くなってくると、そうするとそういうようなもんで生きてかんならんと、果してファイターズや森林組合は10年後、そんなことで生きられるかどうか。木材価格が上がれば別ですよ。今のまま8000円とか1万円とかいうような、立米当たりの形であればですね、なかなかそうはいかんのじゃないかと。60年生でも1立米1万円かそこそこですよ。そんなんで、材だけだして生きられるかどうかという心配をしているわけです。私の危惧に終わればこの考えていることが危惧に終わればよろしいですけども、実際それに突入したら、国は10年したら補助を出さず、予算を全然じゃないですけども、本当に予算を少なくしていくような状況らしいですから、そうしたら経営が成り立つんかどうか、その辺のとはですね、今から町としてどういうふうに支援、応援をしていくんか、そういうようなことをお聞きしたいと、このように思います。

それから、9番目の森林整備についてですが、これは今、町長のほうからも

非常に心強いご答弁いただきましたので、環境林、町独自で盛り込むようなことも、それから必要な部分があれば十分考えていくというようなことも言っていただきましたんですね、十分そのことを考えながら森林整備をしていっていただきたいと、このように思います。

今のことについてたくさんあったかわかりませんが、ご答弁をお願いいたしたいと思います。

○議長（大西慶治君） 町長。

○町長（尾上武義君） ありがとうございます。

6点ほどにわたって再質問、頂戴をしたわけなんですけど、まず現実に所有者が不在なりあるいは無届け伐採なりした場合の対応なり、そういったことかとおもいますが、町職員も当然専門的な知識を付けていかねばならないというようなことで、結構、今勉強もしながらですね、3名の職員で対応しておるところでございます。そこら辺は必要に応じて考えていくことも当然そうなんですけど、3名で本当にええのかどうかというふうなことも合わせてですね、今後の再生プランの動向をしっかりと見極めながら対応していかねばならない部分もあるんじゃないかなというふうに思っております。

それから、5ヘクタールを10立米ということで設定をされております。いうことでおっしゃられるように、口で搬出をやる、奥地ではなかなか切り捨てというふうな状態になってこようかと思いますが、そういったような理解を当然所有者の方にも受けてもらわなければならないということでもございますので、これも非常に厳しいことではあるかと思えます。おっしゃられるようにですね、1から5ヘクタールまでの、5ヘクタール未満の所有者が非常に多いと80%を超えておるというふうなことでもございます。

そういうことで本当にこうひとつ一つとりまとめていくということは、大変大きな労力を必要とすると思います。これまでの組合のほうもですね、結構大口のところとの契約をしながら、大口で施業してきておるといった傾向が強かったわけなんですけど、それはもう早くから小さなところを集めてきて、そこを施業

していくという、そういう方向性でないと、ほとんどそういう人が多いわけなんやで、やっぱりそこら辺をきちんと院外、院内ともいいますけども、大口でも院内の方もおりますけれども、そういった院内のほうをやはり重視しながら、やっていかないかんやねえかと。そこでいわゆる地域林業というものがしっかりと根づいてくる中ですね、町のほうも支援というふうなことも考えられるというふうなことも、考えてはおったんですけども、なかなかそうはなっていないようなこととございますが、今回のその再生プランを機にですね、そこら辺はしっかりと転換をしていかねばならない部分であろうかと思えます。

それから、林道の形態ですね、これ管理手法なんかも変わってくるだろうと思います。林業専用道なり森林道、そういったような名前になってくる中で、どこが管理かというふうなことで、またこれは詳しくはこれからしっかりと対応していかねばならない部分がございますので、また追々ですね、これはその対応が出てくるというふうに思っております。なんせこれまでの林道なり作業道なり、作業路といったような形ではなくなってくるというふうなことでございますので、ここら辺の管理手法もきちっと一遍どこがどのように管理をしていくかというふうなことで確立はしてかないかんというふうなことで、これは経営計画なり市町村の森林整備計画というふうなところで位置づけをされてくるものと考えているところであります。

また人材でございますが、組合を含めた認定林業事業体ですね、やはりその資格等も含めて、資格の取得も含めてですね、高性能林業機械への対応というふうなことで、今後非常に大事になってくるかと思えます。下真手のほうでもそのH型の集材というふうなことで提起しながら、今回もその高性能機械というふうなことで、補正を上げさせていただいておりますけども、それに対応できてですね、やはり新たな施業と言いますか、そういったようなものを確立していく必要がある、その先駆けになってくることでもございます。そういう中で少しでもコストを下げてですね、対応していくという、そのことが非常

に大事にもなってきます。そういうことで今後しっかりとその辺は、対応していかねばならんというふうなことで思っておりますが、研修についてはですね、県の機関なり、国の機関なりというふうなところであるんだろうと思いますが、しっかりとその研修には参画をさせて対応していかなければあかん。また先進的なそういう手法をお持ちのところもですね、積極的に導入するとかですね、勉強するということは非常に大事なことだというふうに思っております。

それから、今後の事業体の関わり方なんですけど、これまで森林環境創造事業というふうな形、あるいは保安林の整備等々を主にしながら対応してきたと、こういうことで町も一定の支援もしながらですね、対応してきたわけなんですけど、森林環境創造事業はそれはそれで県単の事業でもございますんで、これは続いていく見込みでもございます。ただ60年生、70年生の木をですね、すべて搬出するというふうなことになってくるのかどうか、ちょっとそこら定かやございませんけども、やはり出して行って、そこでそれなりの商売になると、そういうものが出てこないといかんと。先だって森林組合の総大会があったおりに、私も来賓の挨拶でちょっと申し上げたんですが、もう国際価格は言わば杉やったら1万円と思とらなあかんぞよと、そんなんが3万円、5万円とか、昔のような金額になってくるといことはもう考えられんことやと、よほど構造改革があつてですね、木を使わなあかんというふうなことが、あちらこちらで出てくるというふうなことになれば別かもわかりませんが、そうでない限りはもうなかなか難しいんと違うんかというふうなことで申し上げました。そのためにコストを削減していくというふうなことが重要になってくるんではないかというふうなことで、そのコスト削減に向けてですね、どこまでいったら商売できるんかというふうなことは、まだ定かではないんですけども、そういうことをしっかりと追求していくことも大事になってくるんではないかなと、こう思っているところでございます。

今後、町の森林についてもこれまでですね、造林補助事業というふうなことで、個人の方が小規模なところでも間伐して届けたら、補助の対象になつとった

と、今度はなしと、今度はそれはありませんということでもございます。ですので、経営計画を立てる際には事業体と共同で立てて自分がするとか。あるいは共同ですとかですね、施業するというふうな形に切り替わっていかないので、そこら辺もですね、これまでやってこられた方々にはですね、しっかりと知識を付けていただくというふうなこと、そういった支援も含めてですね、町としてもしっかりと応援をしていかならんと、こう思っているところでございます。

何にしても、本当に様変わりな状況になってきます。大きくはですね、こうずっと見ておってですね、拡大造林、拡大造林ずっとやってきた。その結末として今こういうような状況になつるとというようなことで、本当に国やら県の言うこと聞いとって、えんかいなと思うところも無きにしも非ずなんですが、そうしなくちゃ金が出てこないというふうなジレンマがありますんで、これはそれなりにやってかないかんということでございます。いうことで、国や県の言うことばっか聞いとるんやなしに、それ以外でも何かないかというふうなことがですね、やっぱり大事やないかなと思うんですね。

エムエスピーとか、フォレストファイターズとか、林業に関わってのものが出てきました。昨日もNHKのテレビでですね、都市の住宅ですね、都市の方の住宅、田舎でもいいんですけども、地方でもいいんですけども、都市の住宅に杉や檜の内装材を使ってですね、非常に売り出してきている、岡山県の西粟倉村のですね、番組がちょっとございました。ちょっと興味を持ったんで、ビデオだけとっておいたんですが、若い30代前後のプランナーなりデザイナーがはり付いてですね、都市の住宅の床材とかですね、机とか、あるいは本棚とか、下駄箱とかですね、そういったものをドンドン出しておるんですね。そういうことに興味を持っている若者もおりますんで、そこへ入ってきてその粟倉村にいて、そこでいろいろな仕事をしたいという人と、それから木を使いたいという人をうまく結びつけてですね、非常にその需要が増えてきておるといようなことが出てきました。

そういうようなことで、ちょっと興味は持っておるんですが、一緒のことせえということではないんですけど、それに関わったようなですね、やはり地域に根ざしたようなものを考えついていかにやいかんのかなというふうに思っております。今後もそのいろいろなところで、農業も含めてですね、林業でいろいろな生産して、これはええんや、これはええんやちゅうだけで、売るだけは消費者の認識を得られない部分がございますんですが、やはりそこら辺を大学の皆さんと一緒に考えていく中でですね、どのようにしたら売り込めるんかというふうなこともやっぱりしっかり考えてですね、対応していかんかんなというふうに思っております。

そういうことで、よく濱井さん産官学、産官学ってよく言っておりましたけども、これからそこら辺は非常に重要になってくるんやないかなと、こう思っております。いろいろな知識も導入しながらですね、対応していかねばらんなとこう思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大西慶治君） 山本勝征議員。

○3番（山本勝征君） それでその大台町は町長のよく言われるように、森林林業は基幹産業であるというようなことで、再生プランがいよいよ始まってくるんですけども、先ほど私も言いましたように、私はそれに沿ってやってかな仕方ないけども、地域の状況を見ておると、頭の固い方もたくさんおるし、ここやこの山やというようなことでこだわっている人も一杯いるわけなんです。その人たちが1ヘクタール未満で1500人から、大台町だけでもおるわけなんです。それをですね、ファイターズなり森林組合が5ヘクタールにまとめてスムーズに行くかという、私はなかなかいきづらい、行きにくい、容易じゃない、町長もちょっと言いましたように、容易じゃないんじゃないかと、こういうふうに考えております。いろいろなことが再生プランの中で、町の森林あるいは林業ですね、推進していくについて、株木のいろいろな問題が出てくると思ひますので、ぜひ近隣町村とも連携しながら、県や国へ向いて十分働きかけて行ってほしいと、このように思ひます。

私はその、私の持論なんですけども、こういうような大台町のような中山間地というのは、農業とかそれから林業とか、これが資源やと思うんですよ、言わば。農業や林業がある程度元気が出てくれば、難しい話ですが、元気が出てくれば、地域も元気が出てくると思うんですよ、人も元気が出てくると思うんですよ。過疎・高齢化しまして、非常に沈滞してはおりますけども、そして地域の活性化ということで、これからも地域づくりで条例が出てくるようですけども、良いこととは思いますが、まずやはり農業や林業をですね、少しでも活性化して、それに意識を向けて、みんなが農業や林業にちょっと少しでも取り組んでおるやというような気持ち、気運が起こってくれば、私は地域は一人で活性化するんじゃないかと、こういうふうに思います。

過去の状況を見れば明らかなんですから、人が減っていったのも、農業もだめになった、林業もだめになったから、人で減ったんであって、これから町長言うたように、人を増やすのは非常に難しいけれども、この二つの資源を何とか元気づければですね、地域はひとりでに活力が出てくるんじゃないかと、そういうふうに理想ではありますけども、夢ではありますけども考えております。そういうような点も含めてですね、再生プランの中にいろいろな問題点、課題が出てくれば、きちっと大台町は大台町としてですね、近隣、さっき言いましたように近隣市町と十分連携をとって、上げて行ってほしい、要望して行ってほしいと、このように思います。そのことについてですね、最後、町長の決意というんか、考え方をですね、私は聞いておきたいとこのように思います。

○議長（大西慶治君） 町長。

○町長（尾上武義君） ありがとうございます。

もうご案内のように私も農業、林業というものが、この町の基幹になっておると、そういう認識で一生懸命で努めているところでございます。ただこちらで思うようにならないというような部分がもうございますので、歯がゆい思いもする中でいるわけなんですけども、そういう農業、林業が元気してきたら、商工業もそれなりに元気も出てくるという部分がございまして、今後一生懸命に

なってそこら辺は努めていく覚悟でもおりますんで、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひますし、またいろいろな問題点は当然これ出てきます。出てくるんですが、私も森林協会の役を仰せつかっておったりですね、その森林開発公団の役を仰せつかったりしておりますんで、そこら辺でも物が言えるような機会もありますんで、そんなんでしっかりと地域の声というものを上げていきたいなというふうに思っているところでございます。

そういうことで、この農業、林業というのが本当の基幹であるという認識を、さらにもってですね、今後しっかりと対応してまいりたいというふうに思ひますんで、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

(「終わります」と呼ぶ声あり)

○議長(大西慶治君) 山本勝征議員の一般質問が終了しました。

---

○議長(大西慶治君) しばらく休憩します。

再開は2時10分とします。

(午後 1時55分休憩)

(午後 2時10分再開)

○議長(大西慶治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

( 1 4 番 伊藤勇三郎 議員 )

○議長（大西慶治君） 次に、通告順 2 番 伊藤勇三郎議員の一般質問を行いますので、伊藤勇三郎議員は質問席へ移動してください。

それでは、通告順 2 番 伊藤勇三郎議員の発言を許可します。

伊藤勇三郎議員。

○ 1 4 番（伊藤勇三郎君） 1 4 番 伊藤です。今回、報徳病院の耐震対策について町長にお尋ねいたします。国の地震予知が 0. 0 %であったにもかかわらず東日本大震災という超巨大地震が本年 3 月 1 1 日に発生し、東日本に甚大な被害をもたらし、その後も大きな余震が現在も続いています。海岸部では津波による被害が大きく報道されていますが、内陸部や山間部においても建物の倒壊、道路の寸断、がけ崩れはもちろん、ため池の決壊でも 7 名の方々が亡くなられています。この東日本大震災からわかるように、被災地において病院というのは被災者の命を救い守るために最も大切な施設であります。東日本大震災では多くの病院が被災し機能を失ったために多くの命が失われました。

東海地方を含めた西日本においても、東海地震、東南海地震、南海地震の連動による東日本大震災以上の超巨大地震の発生が予測されています。東日本大震災を教訓に、発生はくいとめることはできませんが、被害を少しでも少なく、一人でも多くの命を救うことはできます。このため、大台町で唯一の町立病院である報徳病院の耐震対策が急務であります。

震度 6 強あるいは震度 7 に対応した建物の耐震工事は当然であります。医療器具や医薬品の保護対策、天井等の落下防止、家具類の固定、転倒防止、非常用電源の確保あるいは食料品等の確保も必要であります。

町長は巨大地震に対しどのような考えであり、報徳病院に対しどのような耐震対策を行う考えであるか、お聞きいたします。

また大台病院は町立ではありませんが、大台病院の耐震対策についても、町長のお考えをお尋ねいたします。よろしくお願いします。

○議長（大西慶治君） 町長。

○町長（尾上武義君） それでは、耐震対策についてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、東海地方から四国地方にかけての西日本において、東海・東南海・南海地震の巨大地震の発生が予測されておりますが、東日本三陸沖において去る3月11日マグニチュード9.0、最大震度7と予想していない巨大地震が発生し、これに伴い巨大津波も発生し、特に岩手、宮城、福島県は沿岸部が壊滅し、死者行方不明者が2万3000人を超える大被害に見舞われました。三重県においても沿岸部での養殖漁業等に被害が起きたところでございます。福島県では東京電力福島原子力発電所の放射能もれ事故も発生し、避難指示が出されるなど未曾有の大災害となっております。

東海地方で予想されております東海地震、東南海地震、南海地震につきましては、東海・東南海・南海連動型の地震が起きた場合で、最大のものはマグニチュード8.7と予測されております。平成16年9月29日に当町で発生いたしました死者行方不明者7人を出した豪雨災害以来、雨量情報、土砂災害情報、防災行政無線等、災害情報提供体制の整備を進めて、小中学校の校舎・体育館につきましては耐震工事を順次進めておりまして、本年度の宮川中学校体育館の天井の耐震工事で全て耐震が完了することになっております。また、東日本大震災を受け町の防災体制の強化を図るため、本年4月1日より総務課に課長級の危機管理特命監を新設配置をいたしました。今後想定される震災等の危機に即応できるよう準備してまいりたいと思っております。

さて、議員ご指摘の報徳病院の耐震対策であります。報徳病院は地域の災害時の拠点病院として、無くてはならない重要な拠点施設であり、非常に大きな役割を担っております。病院建物の耐震診断につきましては、平成21年2月に本館棟とスロープ棟の2箇所に分けて実施をいたしました。本館棟につきましては、建物の構造耐震指標値は0.67で、一般の建築物に必要とされる構造耐震指標0.6を上回っておりますが、不特定多数が利用する病院施設であることから用途係数1.25を乗じますと1階2階とも要求判定値0.75

を満たさない結果となります。一般の建物であれば構造耐震指標値は十分でございしますが、不特定多数が利用する病院施設を考慮したときには、もう少し構造耐震指標値を上げたほうがよいとの結果でございました。スロープ棟の構造耐震指標値は0.95で、用途係数1.25を考慮いたしましても地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が低いとの総合所見が出されております。これを受けまして、耐震補強について検討してまいりましたが、本館棟1階に1箇所、2階に2箇所の補強壁を設置すれば構造耐震指標値0.75を満たす結果が得られ、その工事費についても安価ですむような工法が開発されてきたということがわかってきたのでございます。今回の東日本大震災をうけた構造耐震指標値の見直しの有無などを見ながら、耐震補強に取り組みたいと考えているところでございます。

次に、医療機器や医薬品の保護対策、家具類の固定、転倒防止対策でございしますが、一部で固定等の対策を講じておりますけども、全館的に再度見直し、足りないところは補強対策を講じていきたいと思っております。また天井の落下防止対策につきましては、天井面積が体育館、講堂、武道場といったような大きな面積では対策が必要とされておりますが、天井の面積が小さな建物でございしますので、特段の対策は必要ないと考えております。非常用電源につきましては、発電機を設置済みであり停電と同時に稼働するよう整備をいたしております。今回の大震災では被災地の病院も大きな被害に見舞われております。被害時に病院機能が失われることのないよう最善の対策を講じていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

大台厚生病院の耐震化につきましては、平成21年9月、病院経営の悪化と建物の老朽化が進み耐震診断の結果、建て替えが必要となったことを理由に厚生連は新病院の建設にかかる経費全額の負担を大台町と大紀町に求めてまいりました。

町といたしましては、紀勢地域の医療を確保するため、また予想される東海・東南海・南海地震に対応するため、厚生連の申し出に対し、厚生連、大紀

町、大台町の3者で負担することを厚生連に提案したところでございます。

その後、大台厚生病院の経営の向上や両町提案の負担割合への理解が厚生連から得られないまま、現在に至っているところでございます。

厚生連の要望する大台町と大紀町で施設整備等にかかる経費全額を負担することについては、両町の財政状況や事業主体が厚生連であること等を考えると到底承諾できる提案ではございません。

しかし、紀勢地域の安全・安心な医療を守るためには、先ほども申し上げましたとおり厚生連、大紀町、大台町の3者で整備費用を負担することについては必要かと考えておりますので、今後も厚生連側にご理解いただけるように努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしまして答弁とさせていただきます。

○議長（大西慶治君） 伊藤勇三郎議員。

○14番（伊藤勇三郎君） 町長は就任前の選挙におきまして、地域医療を守りますと、命を守ることが最優先課題であると考えられていると公約されております。この一貫の考えで相当多数、耐震、備えをされておると思いますが、この報徳病院についてですね、耐震工事等で補助が国あるいは県から補助が出るかどうか。そこらもちょっとお聞きいたしたいと思っております。

それから、同じく大台病院についても耐震工事をする場合は、国や県から補助が出るかどうか、出なければ要望していただきたいというふうに考えておるわけですが、その点よろしくお願ひします。

それから、病院の肝心なのはお医者さんや看護師さん等々でございますが、お医者さんにつきましては町外から来られていると思うんですが、町営の個人というか、町営住宅でお医者さんが住んでいる場合、耐震工事がなされておるか、あるいはなされていなかったら、しなければならないというふうに感じておるんですが、地震が来てお医者さんの家が潰れたとなると、医療行為もできませんし、その点もお尋ねいたしたいと思っております。

○議長（大西慶治君） 町長。

○町長（尾上武義君） この施設を整備したおりに補助ということでございますが、まず地域医療再生計画ということで、いま県のほうに上げてございますが、これは報徳病院あるいは大台病院の連携とか、そういうようなところで計画を上げてございます。その部分についてはですね、数億円の補助を見込みながら連携ができないかというようなことで上げているわけなんですけど、本当にどこまで連携できるのかというようなことは、これは今後の課題でもございます。

で、報徳病院なり大台病院、個々の耐震対策と、こういうふうになってきますと、これは補助金は非常に難しいと、こういうことになってこようかと思えます。そういうことで、この大台病院についても三者で厚生連とか大台、大紀で何とかならんかというふうなことで、いま話を上げているようなことでもございますが、なかなか話がうまく進んでいないというようなことでもございます。またお医者さんに住んでいただいております住宅でございます。これは現在報徳病院では、3棟あるわけなんですけど、1棟はオクケーです。ただ後の2棟が老朽化をしてくるというふうなことでございますので、平成23年度で建て替えの計画を、1棟分ですが、させていただいておりますので、来年度またもう1棟ですね、整備をしていきたいというふうに考えているところでございます。

現在3棟あるうち1棟については、そのようにお住まいでございますし、また後の1棟について、後の方については上真手の教職員住宅の一部を借りて住まわれております。それについては耐震はオクケーでございます。もう一方は通勤をしていただいておりますと、こういうような状況でございますので、その部分については心配はないのですが、当然この医師住宅というのは整備を図っていかないとということで考えておりますので、そのものについては当然地震に耐えられるという形で、設計はしていきますので、その部分は大丈夫かというふうに思っております。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（大西慶治君） 伊藤勇三郎議員。

○14番（伊藤勇三郎君） 最後に聞いておきたいわけですが、国の地震予知が0%であったという東日本の大震災ですが、0%であったにもかかわらず突如発生したと、東海等の地震においては確率は示されておるわけですが、それでもいつ起こっても不思議ではないという状況でありますので、この対策についてはスピード感を持って、財政面のこともあろうかと思いますが、人の住民の命には代えれないわけですので、スピード感を持って対策をすべきだと思いますが、最後に町長にその点をお伺いいたします。

○議長（大西慶治君） 町長。

○町長（尾上武義君） 本館棟を中心にですね、耐震等を行っていかないかんということでございます。先ほども答弁をいたしましたように、そんなに大工事にならずにできるという手法が出てきたようでございます。もう少し検討する余地はあるかと思いますが、そういったようなことも見定めつつ早期に対応できるところはやっていきたいというふうに思っているところでございます。

これまでの耐震工事とこうなりますと、数億かけてですね、診療を休止しなくてはならないというふうなことでございます。4、5年前だったと思いますが、そういうことがございました、当然業務が非常に落ち込んだというところもあったわけなんでございますが、今回の場合はそこまでなくてもスムーズに本館棟の耐震工事ができるのではないかなと、こう思っておりますが、しっかりこれ見ながら対応してまいりたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

（「議長、終わります」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） 伊藤勇三郎議員の一般質問が終了しました。

---

○議長（大西慶治君） しばらく休憩します。

再開は2時35分といたします。

（午後 2時26分休憩）

(午後 2時35分再開)

○議長（大西慶治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

( 7 番 元坂正人 議員 )

○議長（大西慶治君） 次に、通告順 3 番 元坂正人議員の一般質問を行いますので、元坂正人議員は質問席へ移動してください。

それでは、通告順 3 番 元坂正人議員の発言を許可します。

元坂正人議員。

○7 番（元坂正人君） 通告 3 番 元坂正人でございます。

まず一点目のことについてお伺いをさせていただきます。県のごみ固形燃料（R D F）焼却発電事業と今後のごみ処理の対応について問うものでございます。

1 点目、県のごみ固形燃料（R D F）焼却・発電事業の平成 3 2 年度末の廃止が決定され、今後多気町にある香肌奥伊勢資源化広域連合でのごみ処理に代わる施設整備が必要という状況でございますが、本年に入りまして、東日本大震災による福島第 1 原発の事故、浜岡原発の運転停止など、原子力の供給に関する状況は大きく変わってきております。

また三重県知事選挙による新知事の就任がありましたこと等から、県や構成市町はごみ固形燃料（R D F）焼却・発電事業を見直す動きや声はないのか、現在の状況を問うものでございます。

2 点目に、施設の廃止に伴い、広域による施設整備が必要となります。そこで現在関係各町とはどのような調整をしているのか、以上 2 点につきまして、三重県の動きや関係町との調整がどこまで進んでいるかをお示しいただき、それらを踏まえて大台町長として今後 1 0 年間にごみの減量化への取り組みや、施設整備の年次計画について、どのような構想を持っているかを問うものでございます。

○議長（大西慶治君） 町長。

○町長（尾上武義君） それでは、県のごみ固形燃料（R D F）焼却・発電事業と今後のごみ処理の対応につきまして、まず 1 点目の R D F の焼却・発電事

業の動きについて、お答えをいたします。

RDF焼却・発電事業の今後のあり方につきましては、本年4月5日に開催されました三重県RDF運営協議会総会で、県が事業主体となって運営するRDF焼却・発電事業は、平成32年度末で終了することが確認をされております。RDF焼却・発電事業による売電料は年々減少するごみ量に比例して、減少を続けております。平成18年度と比べ、平成22年度の売電収入は、約1700万円の減収となっております、これに伴いRDF処理委託費が増加を続けております。

こうした中で東日本大震災による福島第1原子力発電所の事故を受けて、太陽光、バイオマスなどの再生可能エネルギーの利用拡大を図る必要性が高まり、国においては現在、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（全量買取制度）でございますが、この法案を提出しまして、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入を進めております。

しかしながら、この法案は新規施設を対象としておりますことから、既存施設は対象となりません。むしろこの法案が施行されますと、RDF発電施設が適用を受けていた従来の「電気事業者によるエネルギー等の利用に関する特別措置法」が廃止されて、売電収入が約3分の1減収となり、さらに処理委託料の負担が増えることとなってまいります。

このため、今回の全量買取制度法案が太陽光、バイオマスエネルギーなどの利用拡大を図ることを目的として導入するものでありますことから、紙や生ごみなどのバイオマスを燃料として利用するRDF焼却・発電事業などの既存施設についても、その事業運営に影響が出ないように十分な支援を行うよう、早い段階で国に対し運営協議会として要望をしていくこととしております。

なお新知事の見解として、RDF発電事業に関しましては、今のところ何ら表明されたものはございませんが、今後とも国の動向とともに注視しながら県RDF運営協議会の構成市町と連携をとりながら状況を判断していきたいと考えております。

失礼しました。次に２点目の施設の廃止に伴い広域による施設整備の関係各町との調整がどこまで進んでいるのか。またそれに伴い今後１０年間のごみの減量や施設整備の年次計画について、どのような構想を持っているのかということでございますが、先の３月議会で堀江議員のご質問にお答えさせていただきましたように、３町のごみを松阪市の新焼却施設で処理することについて、松阪市長は３町の気持ちはよくわかるが、建設に至る経緯や地元合意などを踏まえ、現状では困難であるとの考え方を示されております。

こうしたことから、３３年度からのごみ処理については、３町で連携しながら松阪市への働きかけを継続するとともに、３町での焼却施設や埋立処分場整備の可能性や手法、さらには民間施設への処理委託などについて検討を進めているところでございます。

また仮に多気町、大紀町、大台町の３町で、ごみを焼却処分するとした場合を想定して、昨年度末より現在稼働中の類似規模の焼却施設を有する岐阜県山県市、長野県飯山市のごみ焼却施設を視察いたしました。両施設とも小規模な施設でございますが、順調に稼働しておりまして、仮に３町で焼却施設を建設するとした場合でも、技術的には可能であり環境保全上も問題がないとの報告を受けております。

ごみ減量化への取り組みにつきましては、広域連合が策定いたしました、家庭系ごみ処理量は、平成１７年度を１００として平成３７年度には３０％を削減する目標となっております。また施設整備に関する計画では、仮に多気町、大紀町、大台町の３町でごみを焼却処分するとした場合、建設場所の選定が一番の課題となっております。建設地の地域の合意が得られた後、土地の造成工事、実施設計、建設工事で約６年間が必要となります。平成３３年度稼働を目指すとするならば、少なくとも平成２７年度までには、建設予定地の地元合意を得ておく必要がありますので、協議を進めなければならないと考えておりまして、今後精力的に動いていかねばと考えているところでございます。ご理解いただき答弁とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大西慶治君） 元坂正人議員。

○7番（元坂正人君） いま町長の答弁でございますけども、この施設が平成13年にRDF、ちょうど10年経過をしたわけでございますが、今後ですね、平成32年度末でもって廃止ということが企業庁のほうから示されたということでございます。これについてですね、1市3町でいま現在行っておりますけども、松阪市がご覧のとおり平成27年度をもって、焼却を松阪のほうへ向いてするというので、負担金はそのままさせていただくという回答をもらっていることを聞いております。

で、この平成21年度、平成22年度について、大体ごみが年間ですね、横ばいで8800トンと聞いておりますけども、これについてちょうど合併で飯南、飯高がちょうど松阪市になりました。そして勢和村が多気町になりました。この中で年間の処理、焼却が松阪市で2175トン、それから多気町で1037トン、大台町で2796トン、大紀町で2800トンと、計8800トンということになります。これは多気町はなぜこんなに少ないのと、それでまた松阪市が何でこんなに少ないのということがあるかと思っておりますけども、これは合併の飯南、飯高の分と、それから勢和の分の1037トンだと思います。この中で負担金がですね、1市3町で年間の負担金が平成22年度で約ですけども、8億5000万円ぐらいと聞いております。また県の負担金が約9億円ということで、17億5000万円ぐらいの年間の処理費で賄っておると。またトンについて6134円というような金額で、いま焼却をしておりますけども、このあと10年間の町長のいま答弁ございましたけども、平成27年度ぐらいまでには町、土地を確保し、そして3町で大体なった場合でも、約8800トンぐらいかなという計算になります。

この中で、どこら辺へ向いて場所的に構想を持っておられるのか。またこういうどこら辺とか、具体的なことがわかれば一つ10年間と言えども、平成の大合併が平成7年から平成17年の10年間というと即きたわけですので、10年あるというような感覚ではなく、もうそこまで来とるのやというようなこ

とで、ちょっと答弁をいただければありがたいなと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（大西慶治君） 町長。

○町長（尾上武義君） 平成32年度で、この県のRDF焼却事業が発電事業が終了すると、こういうことでございます。元坂議員申し上げられたようにですね、あまりゆっくりしておったらあかんぞよと、こういうことでその認識はしっかりと持っているところでございます。そういうことで先行しつつですね、3町で岐阜県の山県市なりあるいは長野県の飯山市なりですね、そこら辺を視察させていただいているところでございます。それは焼却施設と、こういうようなことでございます。

そういうことを踏まえてですね、どういう処理方式がいいのかという決定と、どこへするのかということが非常に大きなことになろうかと思ひます。従来は場所の選定については、各町で適地を上げてこいというふうなことで、以前は旧大内山のほうに最終処分場を設定したんですが、その折りもですね、その折は焼却処分場なりそういう処理場を持たない町村で、処分場の適地を上げてくださいと、こういうことでした。その当時は大内山村と旧の宮川村と、こういうことであつたんですが、旧宮川村でも候補地と言ひますか、そういうようなものを選定して上げたところでもございますが、結果として大内山のほうに決定をしたと、こういうようなことでございます。今回も多分そのような手法になるのかなと思ひておりましたが、旧町村でいけば何も設定して、これまでその処理場等を設置していない町村でいきますと、もう宮川村しか残っていないと、こういうことになってこようかと思ひますが、合併後から考えたら、それはそれぞれみんなが持つておりますので、各町で適地を上げてきて、その中から選定というふうなことになるのかなと、こう思ひておりました。

もう一つは現在の丹生にありますその施設をそのまま使用できないのか。これもちょうど平成32年度までの立地協定というふうなことになっておりましたので、一たんそこでリセットする必要がございますけども、そのまま施設を使

いながら、施設と言いましても全部を変えていかなければなりませんけども、そこに立地することはできないのか。そういう案としては考えられるところでございます。そういうことでどこにするのかというふうなことにつきましては、明言するような段階ではございませんし、その処理方式についてもですね、民間もありますんで、そこら辺もかねあわせて考えていかなければならないと、こういうようなことでございます。今後そこら辺をですね、申しあげましたように、27年度にはこの施設整備に取りかかっているような形にせな、そうしますと、23、24、25、26と、もう3年半ぐらいしか残っていないと、こういうようなことでございますが、場所の選定をするだけでもかなり時間がかかってくるだろうというふうに思います。

そういうようなことを踏まえながらいきますと、本当に早いところ処理方式なり場所の決定というようなことを、行っていかなければならんということをおっしゃって、今後そこら辺も精力的に取り組んでいかなければならない課題であるというふうに認識をいたしております。以上でございます。

○議長（大西慶治君） 元坂正人議員。

○7番（元坂正人君） あと3年か3年半というような、こうして課題ということでお聞きしました。この中で松阪市ですね、ちょうど桂瀬というところに向いて焼却をするということで、地元とも合意をしながら進めるということになっておりますので、こちらとして3町で進めるのか、2町でいくのか、多気町は現在ですね、あそこの多気町のあそこにごみの焼却場所がですね、美化センターというんがございまして、ないのは大台それから大紀町ということになるんですけども、進めていくんだったら3町で進められてですね、伊賀上野のほうの方式でいくのか、またこちらへこうして施設なんかつくっていただければ、また今、若者の働く場所とか、いろいろかのことにも関係してきますので、ぜひ雇用の場にもなるんやないかというような気もいたしておりますし、一番大事なごみという減量化を図りながら、一つ取り組んで進めていただけるのか、後3年か3年半やというような事業を行っていくには、そういうところ

まで来ておるといふことで、目の前といふことでお聞きしたんで、町長にそのことをこれから3町で進めていかれるのか、早急に進めていただくんやったら進めるというようなちょっとお言葉を賜ればと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（大西慶治君） 町長。

○町長（尾上武義君） はいありがとうございます。

3町か2町なのかといふことでございますが、多気町のほうも焼却施設を持っております。これも早晩やりかえねばならないといふような事情があるようございまして、今の多気町長の意向としては、やはり3町でいきたいなといふ意向がございまして、したがって、まず3町で取り組んでいけるものと考えているところでございまして、またそれに合わせながら、申し上げられましたようにごみの減量化、これは引き続きしっかりと積極的に対応していかねばならないと思っておりますし、また3Rと言われますように、リサイクルなりリユースなりリデュースですね、そういったものを当然進めていかねばならんと、こういうふうにいるところでございまして、町民の皆さんのさらなるご協力を賜りたいなと、こう思っているところでございまして、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大西慶治君） 元坂正人議員。

○7番（元坂正人君） それでは、2番手の通告をさせていただいておりますことについて、今、通学路の安全点検と対策について、先般、町民の方から通学路の安全対策についてご要望をいただきました。

具体的には、通学路の集合場所付近にある井戸を、子どもたちが覗き込んだりして危ないのを対処してほしいといふものでございまして。これは一例でございまして、ほかに歩道がなく危険な通学路や池、崖また防犯上においてもいろいろと危険な箇所があると思ひます。

そこで初めに教育長に質問をいたします。

1点目、各小学校の通学路の危険箇所の点検をしているかを問ひます。

2項目目、定期的に点検している場合は、各学校別の危険箇所や対策内容について、お答えください。定期的に点検していない場合は、今後どのような体制で調整し改善していくお考えなのか、今後の見通しについてお答えください。

3点目、今回の例については、井戸の所有者が町内在住の方ではないことや、安全対策にも費用がかかることもございます。もちろんこのような問題は、学校、保護者、地域が一体となって対処することが必要であります。予算や法的な措置の必要なものについては、行政の力を借りなければ解決できないと考えております。

そういうことから、こういった地域の問題も学校、保護者、地域、行政が一緒となって解決していくための組織や手段が必要だと思っておりますが、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（大西慶治君） 教育長。

○教育長（村田文廣君） それでは失礼いたします。

元坂議員の第2問目の第1点目、各小中学校の通学路の危険箇所の点検を行っているのかについて、お答えいたします。

各小学校、中学校の通学路における交通安全上、不審者対策上、あるいは災害時等の危険箇所点検につきましては、各学校とも年度初めに校区内の一斉点検を行っております。

各学校いろんな形で危険箇所点検を行っておりますが、日進小学校につきましては、毎年年度初めにPTA地区役員及び本部役員で各地域危険箇所を総点検し、その点検結果をPTAの総委員会に報告しております。

また毎月の登下校指導を通じ、各地域の通学路の危険箇所について注意喚起を行っております。さらに保護者の方やスクール安全ボランティアの方から、危険箇所等の報告を受けた場合には、速やかに危険箇所を確認し、子どもに指導したり危険箇所の表示や改善などの対処を行っております。

2点目の定期的に点検している場合は、各学校別の危険箇所や対策内容についてというご質問についてお答えいたします。

まず日進小学校でございますが、危険箇所は48カ所ございます。その対策でございますが、「飛び出し注意」「とまれ」の注意看板を設置した場所が34カ所、「危ない」の看板を設置した場所が14カ所でございます。

危険箇所対策につきましては、まず危険箇所を周知するために、看板を設置いたしまして、児童あるいは通学路利用者に注意を促しております。

川添小学校の危険箇所は40カ所ございました。危険箇所対策でございますが、危険箇所点検結果を児童玄関に掲示し、また一斉下校時に随時全校児童に注意を行っております。また地区通学団では、児童がお互いに危険箇所を確認しあうように通学指導をしております。

P T Aにおきましても、年一回危険箇所点検を行い、その点検結果に基づき地区懇談会等で話し合いを行い、必要に応じて注意を促す立て看板を設置しております。今後、現在の体制を維持するとともに、新たな危険箇所が判明した場合、その周知を図るとともに、安全マップの更新を実施したいと考えております。

三瀬谷小学校でございますが、ここは通学路だけでなく、三瀬谷地区全体の危険箇所に「飛び出し注意」「とまれ」「危ない」などの看板を設置しております。今年度は看板を取り替えたり、新たに設置したりするなどを行い、25本設置いたしました。なお三瀬谷地区全体では、約240カ所に看板を設置しております。

宮川小学校の場合でございますか、現在、大きく課題となっている危険箇所は2箇所ありまして、一つはスクールバスのバス停付近と駐在所からの小学校までの通学路となっております。

スクールバスのバス停付近につきましては、学校が地元区長さんと相談しまして、町及び県への改善要望書を提出しております。また駐在所前の信号のない交差点につきましては、地区の老人会の方々が毎朝交通安全ボランティアをしていただき、安全監視をしていただくとともに、児童の見守りを行っていたいております。

次に、中学校でございますが、協和中学校の危険箇所は、まず月一回の交通指導日に特に危険箇所と思われる場所において、生徒とともに交通指導を行い登校の様子を見るとともに、通学路の状況を点検しております。なお危険箇所は3箇所ございまして、間井工務店前歩道付近、保育所横交差点及びタミ美容室横交差点でございます。

次に、新学期最初の通学団会での点検でございますが、各、地区ごとに全員で危険箇所を確認し、新入生にも周知指導しておりまして、通学団会で上げられた各地区の危険箇所を、生徒会担当がまとめて職員で共通理解し、交通安全指導にあたっております。

また随時の点検といたしまして、通学団会で上げられた危険箇所を中心に、通勤途上や家庭訪問等の機会に、状況を把握するようにし、異常があればすぐに報告し生徒への指導を行っております。

重点的に点検を行っているのは、「栃原交差点、新田交差点、日進小学校北の点滅信号の交差点、JAの前を通過して県道新田野原線を横断する交差点、千代・柳原方面の歩道や工事箇所及び丸山地内等の狭い交差点」など10カ所となっております。

大台中学校の危険箇所の点検につきましては、各学期末に通学団会議を開きまして、生徒から危険箇所について聞き取り調査を行い、また地区懇談会においては各地区の危険箇所について聞き取り調査を行っております。

大台中学校では、上三瀬から長ヶへ向かう途中の百坂が危険箇所として上げられております。

最後になりますが、宮川中学校の通学路等の危険箇所でございますが、毎年生徒の地区別会議を開催しておりまして、その会議で危険箇所として、街灯がなく不安を感じる場所として、始神～神滝の間など5カ所が上げられておりまして、また歩道が狭くて危険だとか、朝夕の交通量が多い時には危険だと感じるなどの理由で、江原橋付近や荻原橋などの5カ所がありました。

危険箇所対策といたしましては、県道及び国道に係る箇所がたくさんあ

るために建設室を通じまして、定期的に県及び国の関係機関へ改善要望としてお願いをいたしております。また道路沿の樹木が成長して、スクールバスや自転車通学の邪魔になるため、建設室が対応できる範囲内のものであれば伐採をしていただいております。

○議長（大西慶治君） 町長。

○町長（尾上武義君） それでは、3点目のその井戸についてでございますが、現場を教育委員会が見せていただきました。道路より入っております、個人所有の住宅というところでもございます。通学路の点検を行っても見つけにくい状況がございます。通学団の集合場所の近くにありまして、子どもたちが興味を持って覗き込むケースはあるということでございますので、小学校で十分注意をするよう依頼したところでございますが、本来個人の所有でもございまして、所有者に善処していただくのが、筋かと存じます。しかしお聞きすると、すぐに対処できないということでもございますので、とりあえず危なくないような措置をお願いしたいという要望を区長様からいただいたところであります。このような事例があった時に、予算や法的な措置の必要なものについては、行政の力を借りたいというお話でございます。またこのような地域の問題を学校や保護者、あるいは行政等が一体となって解決していくための組織や手順が必要ではないかということでございますが、議員もよくご承知のことと存じますけれども、先程も申し述べましたんですが、まず第一義的には所有者がその責を果たすことと、次に学校、家庭等の指導を徹底すること。そして地域の問題として対処することだと存じます。行政としましては、個人資産への関与には慎重にならざるをえないところでございます。地域からの要望も踏まえながら適宜対処していきたいと存じます。ご理解をお願いしまして答弁いたします。

○議長（大西慶治君） 元坂正人議員。

○7番（元坂正人君） まずですね、教育長、2問ほどこうして質問させていただきました中で、こんなにたくさんの危険箇所があるかなというように驚いておるということでございます。いろいろと地域の方から聞いたとか何とか、

いろいろとございまして横断歩道危ないやないか、飛び出しは危ないやないかということなど、即、対応してこれまでいただいたり、警察のほうと連携また公安委員会等にこの間もお願いしたというような経過もございまして、即それは取り上げていただいてやっていただいた、それは即動いていただくということについては、教育長あなたもやはり子どもさん預かる親として、やはりこういう危険な箇所とか、危険な声が上がってくれば、即これは地域の区長さんが言うてこなできやんのやとか、そういう問題じゃないと思う。そこら辺で、即ですね、学校とそれからやはり校長以下、一生懸命でそれは取り組んで、また担任それからこのように耳に入って、ああこれは区長に頼んであるのや、これはというような人事じゃないやと、即、動いてもらって、即、課長以下こういう子どもの命を守るということは、銭で買えへんのやから、もう即ですね、こういうようなこと動いてください。今回はそのようなことで、個人的な井戸ということで、私も行って写真も撮らしていただきました。それで即その後、教育委員会として行って写真を撮ってくるわなというようなことで、行ってもらったということも聞いております。

で、このような対処方法をですね、非常に現場へ行って、なるほどな、いかにこれが後から命を落としてから危なかったなというようなことじゃなくですね、即また今後このようなことが起こりうるかもわからん。子どもは油断ということが一番ですね、我々も油断ということも、できやんと思うんで、一つそのようなことで新学期なんか特に目を配っていただいてですね、一つ安全な教育また人間形成に一つよろしくお願いしたいと思います。ちょっとそのところだけお聞かせください。

○議長（大西慶治君） 教育長。

○教育長（村田文廣君） 各小学校、中学校から報告を上げていただきまして、危険箇所を調査しました。小学校とやっぱり中学校では子どものその成長段階が違いますので、小学校では本当にきめ細かく、それこそ本当に小さな路地からすべて看板を立てていただいたりしております。中学校になりますと、小学

校6年間の基礎がございまして、それぞれ自分で判断できるということもありますので、本当に大きな部分の特に危険箇所として上げてもらってございます。

今、議員もおっしゃいましたその井戸について、実際に見せていただきました。通学路を点検しておった場合、恐らく場所的にはもう住んでみえない民家の横にございますので、道だけ見ておってはこれはわからなかったかなと思います。実際、大きな井戸で1 m 3 0 ぐらいの口が開いておりましたので、危険箇所では間違いのないと思うんですけども、なかなか教育委員会といたしましてもそれだけの措置ができることができませんので、学校それから区長さん等、地域の方とのいろいろな話によりまして、上げていただくというような形でしております。

それから、通学路と言いますと、やはり町道なり県道なり国道ということでございますので、こちらのほうも学校から区長さん等にも相談しながら上げていただきまして、できることは町へ、それから県へあるいは国へということでご要望を出させてもらっております。なかなかその時間のかかるものもございすけども、子どもたちのことを先ほど議員おっしゃられましたように、命のこととでございますので、特に通学路についてはもう危険箇所については早速すぐに対処をいたしておりますが、できればすぐにできるとよろしいんですけども、またできない部分はこちらからまたお願いもしていきたいと存じます。以上でございます。

○議長（大西慶治君） 元坂正人議員。

○7番（元坂正人君） 教育長いまし具体的なですな、こげにしたとか、あげにしたとか、何もこれ答えになっておらへんやねえかな、何したん。

これ井戸そのままでそうします、危ないところは、あるな、答えになつとる、なつとらんですやろ。これもう一遍聞かせてください。

○議長（大西慶治君） 教育長。

○教育長（村田文廣君） すいません。先ほどお答えさせていただいたんですけども、個人所有の井戸へ教育委員会がなかなか関わるができませんので、区

長様のほうから一応こちらのほうへ上げていただいております。総務のほうへ、そっちのほうでまたいろいろ対応できることを考えてですね、善処していきたいとは考えておりますけれども、先ほども町長も申しましたとおり、本来は個人所有のものでございますので、本来はそちらで対処していただくのが妥当かと思っておりますけれども、緊急のことですぐにできないということですので、そのあたりは学校と区長さんと相談していただきまして、一応総務のほうへ上げてもらってはおります。以上です。

○議長（大西慶治君） 3 遍目で終わりなんです。町長。

○町長（尾上武義君） ありがとうございます。その件につきましてですね、負担がどこであるのかということ、ちょっとまだ整理しなくちゃならない部分がございます、早速業者さんにですね、その対応を図るよというところで、一応連絡は取っているところでもございます。いうことですぐに措置はできるとは思いますが、お金の出所だけちょっと考えておかないかん、それは私有地であるとかですね、個人の所有というふうなことがありますんで、その部分についての整理だけちょっと残っておると、こういうことでございますので、その点ご理解いただきたいと思っております。

○議長（大西慶治君） 元坂正人議員の一般質問が終了しました。

以上で、本日の一般質問を終了します。

---

### 散会の告示

○議長（大西慶治君） これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次回は14日、火曜日、午前9時より再開します。皆様ご苦労さんでした。

（午後3時12分散会）